

平成 2 7 年

第 4 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

閉 会 平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第4回忠岡町議会定例会会議録

平成27年12月11日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に召集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長	藤田 裕		

(教育委員会教育部)

部 長	長屋 孝之	理 事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長 (前田 弘議長)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 27 年第 4 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (前田 弘議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 27 年第 4 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 平成 26 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 | 平成 26 年度忠岡町水道事業会計決算認定について
(一括決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 52 号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第 7 | 議案第 53 号 | 泉北環境整備施設組合と忠岡町とのし尿及び浄化槽汚泥処理事務の委託に関する協議について |
| 日程第 8 | 議案第 54 号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 9 | 議案第 55 号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 10 | 議案第 56 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 27 年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)) |

- 日程第11 議案第57号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第59号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第60号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第61号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第62号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会、また全員協議会でご協議願ってきたところでございますが、本日もよろしくご審議を賜りたいと思います。

月日のたつのは早いもので、ことしもはや師走を迎え、年末年始に向けた準備が始まり、町内も慌ただしくなってきました。

さて、安倍内閣は、地方創生を内政の重要課題に掲げ、熱意ある地方の創意工夫を全力で応援するとのこと。私たち地方は、人口減少の克服とまちの活性化に向かって計画を練っているところでございます。しかしながら、本町の頑張り計画ではハードルの高い採択基準の壁が高く、交付税頼みの本町は苦慮しているところでございます。この議会を通じ、皆さん方と協議していきたいと思っております。

次に、11月に行われた府知事選挙と大阪市長選挙の結果は、圧倒的に大阪維新のダブル勝ちでした。住民の意見を聞くゆとりと話し合いで、いいものをつくっていききたいと、こういうコメントはあったように思いますが、ふと市町村との整合性の成り行きに期待をしているところでございます。

安倍政権が推し進めた新安保法制やTPP推進、アベノミクスの三本の矢から、三本足して六本の矢などなど、この国の先行きにリスクの心配が付きまといまわすし、強引に押し切って進んでいるようにも思っているところです。

次に、大雨や火山噴火など天変地異の動きに合わすがごとく、地球上ではいろんなことが起こってきております。フランスではテロが起こり、物騒な国際緊張感が高まってきているように思っています。国内でも猟奇的な事件が後を絶ちません。挙げれば切りがありませんが、いろいろと起こっております。また、東芝や耐震ゴムの企業など大企業の不正、それに血液製剤不正、文科大臣を初め各大臣の金と政治の疑惑などなど心配なことばかりであります。その世の中にあって、前田健太選手のメジャーへの挑戦に、スポーツ界を初め町民の喜びでいっぱいあります。

また、もちろんここに来て健太の話題だけではなく、朝日新聞や毎日新聞に本町の取り組みを載せていただいております。記事を持ち込んだものでもなく、小さくてもキラリ光る本町を記者たちは見ているのかと思いつつ、きょうを迎えております。

けさのニュースを見ていますと、ことしも今回も2名の方がノーベル賞をいただくなど明るいニュースがあります。本町の町民にもこういった受賞をいただけるよう、私自身頑張っていきたいと思っております。

今議会を通じまして、忠岡町の飛躍を期待して、開会の挨拶といたします。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

議長（前田 弘議長）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、10番・松井秀次議員、11番・高迫千代司議員を指名いたします。

議長（前田 弘議長）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より12月22日までの12日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月22日までの12日間と決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

監査委員より、例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成27年8月26日、9月17日及び10月28日に行いました内容で、帳簿等は、同年7月31日、8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認いたしました。また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（前田 弘議長）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第4「一般質問」を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

まず初めに、松井秀次議員の発言を許します。

10番（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

自民党の松井でございます。地方創生について、賛成の立場から質問をいたします。

その前に、消費喚起型として実施したプレミアムつき商品券の消費喚起効果は、町内でどれだけあったのか、わかっておればお答えを願います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

ご質問のプレミアムつき商品券の件でございますが、プレミアム商品券につきましては、発行総額7,800万円に対しまして、11月末現在で換金総額が6,812万5,000円、換金率87.3%となっております。地域経済にどの程度の影響があったか、また効果があったかにつきましては、11月上旬に商品券購入者626人に対しまして消費喚起の効果等についてのアンケートを送付しております。つきましては、アンケートを回収後、分析を行いまして、3月議会で詳細についてご報告させていただく予定にしております。

以上でございます。

10番（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

それでは、また3月に報告をお願いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生の取り組み内容について説明を願いますが、9月の全協、さきの創生会議を見ていると、私の考えておりましたことと少し違うように思います。本町の取り組み内容について答弁をお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

本町では、まち・ひと・しごと創生法の施行によりまして、人口ビジョン及び総合戦略を策定するに当たりまして、各種団体や産業界、また金融界などからご参加をいただきまして、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設置し、ご審議をいただいたところでございます。

また、人口ビジョン案及び総合戦略案の策定が終了したことによりまして、パブリックコメントを募集し、現在、具体的な施策について検討しているところでございます。

今後は、各施策を実施するに当たり、国の新型交付金の動向や本町の財政状況を考慮し、成案の策定を行いたいというふうに考えております。

次に、本町の取り組み内容につきましては、人口推計といたしまして、25年後、平成

52年度には、現行の推計値よりも554人増加するように設定したところでございます。これを受けまして、総合戦略におきましては、出生率の向上と社会減の改善を目指しまして、国の基本目標のうち、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、及び時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという2つの目標に重点を置き、施策を計上しているところでございます。

10番（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

どうもありがとうございます。今、答弁をいただきましたが、もう少し具体的な施策の取り組みなどはどのようなものをお考えおられますか。再度答弁をお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

地方創生、またいわゆる忠岡創生の推進に当たりましては、既存の施策の着実な実施と、国の交付金を活用した事業につきましては、子育て世代が魅力を感じる施策を中心に、例えば英語を生かした魅力ある教育の推進事業や、子育て世代等への住宅取得助成事業などの先行型で実施している事業については、事業内容や効果を十分検証、精査し、引き続き実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、新規施策につきましては、子供の学力向上に向けた取り組みとして、忠岡あすなろ塾事業や、就労に向けた能力向上支援施策といたしまして、国家資格取得のための受験料の助成事業、また忠岡のまちの魅力づくりの施策といたしまして、地域の歴史・文化資源の魅力発信事業などについて取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

10番（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

今、答弁いただきましたが、私の考えております地方創生については、既存の施策も含め各施策をきっちりと実施していくことで、住民にしっかりと安全・安心の暮らしを存続していただけたと思います。現に実施されている先行型事業については、英語推進事業など募集人員を大きく上回るような住民ニーズの高い事業も実施されており、一定の成果が上がっているように思います。この成果の上昇している事業を次年度以降の実施につ

いては、どのように考えておられますか、答弁をお願いします。

町長公室（柏原 憲一次長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

先行型事業の中の英語推進事業につきましては、英語をツールといたしまして、学ぶことの楽しさや目標に向かって頑張ることのできる力というのを身につけていただくというふうなことで、先行型の事業として拡充して実施しているところでございます。プレス報道されるなど非常に好評をいただいているところでございます。

先行型事業につきましては、先ほどの答弁させていただいたところもございますが、現在策定中の忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中においても示していくものであることから、事業内容や効果を十分検証、精査し、また本町の財政状況や国の交付金等の動向なども反映させながら、引き続き次年度以降についても実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

それでは、次に総合戦略についてお尋ねいたします。

総合戦略は、子育て世代をターゲットに施策を検討されておりますが、それについては出生率の増ということからも大変重要であると思っておりますが、生涯活躍のできるまちとして高齢者が心配を抱えず、また生き生きと暮らせる地域づくりについてもさらなる取り組みが必要であると考えております。日本の高齢化は、世界的に見ても空前の速さで進行していると思っております。近い将来、医療、介護サービスなど問題も深刻化することが予想されます。

ついては、総合戦略として具体的な施策を進めるに当たって、要望と私の思い、忠岡のある人の思い、考えを述べさせていただきたいと思っております。

1点目は、人生90年という超高齢化社会の中、生涯活躍のできるまちとして、重症化予防や健康づくり対策によって健康長寿の実現と医療費の適正化、削減に取り組んでいただきたいと思っております。

2点目は、病気や介護、独居老人の孤独死といった不安に苦しんでいるお年寄りが、お互いに助け合いながら、安心と充実のうちに人生を生き抜き、納得のうちに死を迎えていけるような公的なコミュニティ、極端な言い方をすれば、以前、国営老人村構想というのを聞いたのですが、今はまだ認められておりません。社会保障費や介護などの問題から、こういった施設については国や地方が検討するべきであると私は考えております。そうい

った時期が来ればぜひ検討願いたいと思います。この点については答弁は難しいと思いますので、私の思いといたしまして1点目について答弁を願います。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

1点目のご質問いただいた点につきましては、これから再度、総合戦略というものを策定していく中におきまして、担当部局とも十分協議させていただきながら、子供から高齢者まで、また全ての忠岡の住民の方が健康で安心な暮らしのできるまちの実現に向けまして、各施策を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

10番（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

10番（松井 秀次議員）

地方創生は自民党の政権公約でございます。しっかりとお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（前田 弘議長）

以上で、松井秀次議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

無所属の三宅でございます。まずは、職員給与の配偶者による扶養手当についてご質問させていただきます。

忠岡町職員の正規職員給与は、国家公務員に準じております。その国家公務員の配偶者による扶養手当につきまして、本年11月に人事院検討となりました。確実な予見はないですが、平成28年4月より、もし国家公務員のその手当が廃止となった場合には、忠岡本町も財政運営厳しい中でありますので、速やかにそれに準じて行われるのかどうか、ご回答ください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町職員の給与につきましては、これまでプラス、マイナスにかかわらず人事院勧告に基づいた国家公務員の給与に準ずることを基本としてまいりました。ご質問の配偶者に係る扶養手当につきましても、改正がある場合には、それに準じてまいりたいと考えております。

さて、この配偶者手当につきましては、人事院に対して、おっしゃったとおり検討要請が行われているところでございますけれども、人事院におきましては従来から扶養手当については基本的に民間賃金の実態を踏まえて定めることとしておりまして、現状では大多数の民間企業で支給要件を設けて支給している事業所が一般的であると認められていることから、現時点では見直す状況にないと考えておられるところでございます。

本町におきましても、即座に見直しされるということはないと考えておりますけれども、この動向を今後注視していきたいというところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

過去に住居手当に係る市町村が、後追いで次々廃止していった。まだ残っているところも3割ぐらいあるそうですが、そのような事実もあります。確認としてなんですが、現時点では国家公務員の配偶者に係る扶養手当が廃止されても、当面見直さないということではよろしいでしょうか。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

手当が廃止されたということになれば、当然それに従って廃止をしていきたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。決算委員会で町長が「みんな辛抱してもらわなあかん」という

お言葉、また公室長よりも「過去の負債はチャレンジした結果で、前向きに受けとめていきたい」という力強い回答をいただいたことがあります。そのみんなチャレンジした結果ということであれば、住民サービス削減と次世代への借金のつけ回し、それのみで今しのいでいるこの財政運営については道理が通らないかなと、私自身は思っております。

事実、病院閉鎖翌年よりこの約8年間、正規職員は4人減少しました。ただ、非正規職員が約30人の35%増加し、非正規職員比率も10%高まっています。また、地域手当が来年度アップし、人件費は伸びる予測の中で、とるべき手段とすれば役場機能の民営化推進、また正規職員削減、並んで正規職員給与の削減、そして我々議員の定数・報酬削減を検討し、抜本的に先人のマイナスとなってしまった前向きなチャレンジ結果を、積極的にまず我々が共有すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

非常に厳しいときがございまして、当然今、その克服に向かって邁進しているところでございます。この点につきましては、議員皆様と今後また協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。住民サービス削減のみしかまだ見えてこない、この削減、赤字解消の矛先が、全体で共有するという方向にできるだけ向かって、我々も危機意識を持っていきますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。ただ、今言ったように一方的に全て削減せよということでは、私自身の考えではありません。例えば、第3子以降の手当の上乗せ、また疾病等で働けない配偶者をお持ちの職員さんもおられると思います。そういった方に関しては特例として継続するなど、働ける人には働いてもらい、そして働けない人には支援というめり張りの効いた目線で、非正規職員の手当などにつなげたり、また忠岡町内でも多子世帯、3人、4人、5人いる子供の世帯、まだまだあると思います。その方たちに支援を財源として広げるなど、忠岡独自と言える地方創生と言うていいのか、僕自身ではわからないですけど、未来へつなげるバトンタッチとして検討していただけないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいま議員から職員給与の減収補填というような形でご提案をいただきました。非常にありがたく思っておりますけれども、現時点では国公準拠の原則から人事院勧告に準ずる方針でございまして、改正による影響額にもよりますけれども、職員組合とも今後十分協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、地方創生の一環といたしまして、多子家庭の手当を増額する措置を検討されたいというふうな点もございます。これにつきまして、本町の人口ビジョン及び総合戦略におきましては、子育て支援や安心なまちづくりを中心として、出生率の向上を目指すこととさせていただいております。

また、具体的な施策につきましては、現在検討中でございますけれども、子育て世帯向け事業の1つとして検討をさせていただきたいというふうに思います。ただ、単純に助成金を出す、いわゆるばらまきと言うんでしょうか、そういった施策がいいのかどうかについては、そのあたりについてもまた検討をしていきたいというふうに思います。

それと、地方創生に向けた交付金の総額につきましては、前年度から非常に大きな減額となる見込みでございまして、さらに事業の採択条件が減額されるというような中で、かなり新規施策の立案には苦慮しているというところでございます。しかしながら、このような中ではございますけれども、子育てしやすいまちの実現に向けて施策を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。交付金があるからする、ないからしないという尺度でなく、お金のかかることもたくさんあると思います。ただ、本当に子育て世帯、それを支援していくんだという覚悟を持っていただきたいと思います。

確かに地方創生ビジョンがまだ最終結果が定まらないので、この質問はこれ以上はしませんが、以前にも全員協議会でもお伝えしたとおり、例えばマタニティー講座で自転車に乗れないような妊産婦から駐車料金を徴収するなという、金額からしたら本当に小さいことであると思われると思いますが、このような小さいことから、こつこつ当たり前として常に判断できる姿勢こそ、また子育てを大切にしているんだという町の覚悟のあらわれに

つながると思いますので、また今後ご理解ください。これに対する答弁は結構です。

では、次の質問に移ります。総合事業の地域包括ケアについてでございます。平成29年度の制度変更に向けて、来年度に本格的に動いていく必要がありますが、地域包括ケアを推進する上で、地域課題をあぶり出し、反映させるという地域包括ケア会議の位置づけはとても大切なものであると考えられています。

そこでお聞きします。それに向けての会議のあり方について、どのように進める予定であるか、ご回答ください。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

地域ケア会議は、団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、高齢者が尊厳を保ちながら住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい、及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制づくりを推進することになります。これを実現するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める必要があります。

総合事業実施に向けての体制整備に当たっては、関係者の公募や意見集約を含め、既に先行して実施している自治体の状況を調査研究するとともに、先行事例のよい点を参考にしながら、本町にとって最良の方策を模索してまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。その中で、公募や意見集約をこれまでと同じようなやり方、例えばホームページでいつ募集したかわからない、気づいたらもう締め切り直前とか過ぎていたりなど、そういうようなことが要因となって、会議ではいつも同じメンバーで、だからこそ新たな意見が出てこないというのを嘆き続けるというような負の連鎖が生まれないように、ぜひとも先行自治体の動きをしっかりと学ばれて、忠岡の独自色もしっかりと出していただけるようにしてください。

私も、この分野に関しては専門職、専門分野でありますので、投げかけていただければ必ず積極的な回答、そして取り組みを投げ返させていただきますので、よろしく願います。

その中で、次の質問となります。住民サービスの向上の視点でお話しさせていただきます

す。高齢化、単身化による社会構造の変化により、従前、表に出てこなかった虐待、また孤独死などの問題が年々増加傾向となっております。柔軟性や緊急性をより求められ、その中でも地域包括支援センターの役割がより増すことは確実でございます。住民サービスや安心感の向上を、柔軟性、緊急性という観点で考えれば、現在の忠岡町の公営でなく、24時間365日何らかの形で対応でき、そして緊急時に入院、ショートステイなど迅速かつ柔軟に対応できる病院、診療所、ショートステイできる老人ホーム等に委託すべきと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設でございます。高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが、地域包括支援センターに求められております。

地域包括支援センターは、制度発足以来、本町直営でいきがい支援課内に設置しているところでございます。認知症高齢者の増加や高齢者虐待など、地域包括支援センターで対処すべき問題が多様化、複雑化しております。

そのような課題に適切に対応していくため、医療・介護・生活支援を総合的、包括的なケアマネジメントを行う地域包括支援センターを、医療法人や社会福祉法人などへの委託に関しましては、住民に対するメリットを考慮し、現状に甘んじることなくサービスのさらなる向上につながる方策を検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。来年度から熊取町、阪南市でも公営から、病院・施設系列に委託となります。泉州9市4町で直営をやっているところは、もう忠岡と岬町のみとなっております。どちらが100%正しいという回答はないと思いますが、ただ他市町村の事例をしっかりと学ばれ、そして住民メリットの視点から、ぜひとも民営化を推進、決断していただければと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。次の質問です。災害時の備えの観点からお聞きします。

大規模災害時に、役所の職員や関係者が役場の1カ所でまとまって常に行動するようなことはあり得ません。まちに出て住民を支援することが役場の職員として求められると思います。その中で、多方面で想定できないような対応を次々迫られることとなりますが、そのときに連絡をとり合う手段として携帯電話の存在は必要不可欠であると思われま

す。
東日本大震災時に携帯各社の通信能力に大きく差が出たことは周知の事実であります。本町の災害対策として大規模災害時の通信能力の把握、及びその備えはなされているでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

大規模災害時における通信能力についてということですが、まず東日本大震災におきましては、携帯電話の基地局自体が被災しまして、応急、復旧には携帯各社にも差があったようでございますけれども、もとの状態に戻るまでかなりの日数を要したと聞いております。また、基地局が被災しなかった場合におきましても、停電の長期化によるバッテリー切れ、あるいは音声通話にあっては90%の通信制限を行ったということで、つながりにくい状態になったとお聞きしております。

このように大災害時には、本町におきましても同様の状況が考えられると思っておりますけれども、携帯各社におきまして大震災以降に中継伝送路の多ルート化、及びループ化、バッテリーの大容量化、自家発電による無停電化など、このあたりに十分に組み込まれているということございまして、通信能力が向上されているというふうに考えております。

また、音声通話以外に、パケット通信にあっては通信制限が30%であったということございまして、本町におきましては非常時の連絡手段として、状況に応じてパケット通信を優先することにしております。

また、本町職員との連携というところがございますけれども、被災地の担当者と災害対策本部との連絡手段といたしまして、移動系の無線機6台により通信を確保するとともに、携帯電話と併用して万全を期したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

そこでお尋ねしますが、この無線機は6台で間に合いますでしょうか。6台は何を想定して6台なのでしょう、お答えください。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

移動系の無線機6台でございまして、これは電話とは違って、生駒の山の中継地を通過して戻ってくるというところがございますが、本町からこの6台、なぜ6台かということで、本来であれば各自治防災組織がございまして、もっと多くの台数があればと思うんですけども、当時、予算的なこともございまして、今のところ6台ということになっております。今後、おっしゃられたように、やはりどういう事態が起こるかわかりませんので、まだまだふやしていきたいというところがございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。万一の備えということで、使われないことが一番いいと思いますが、そのときに備えて、厳しい財政運営の中でも検討していただきたいと思います。

それで、次にも防災関連の質問をさせていただきます。庁内の揺れに対して、棚の転倒や積み上げられた書類などが転落し、救助に駆けつける職員がまずけがして、人手がそこに余分に割かれるようなことのないよう対策はなされていますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

庁内の地震に対する危険対策ということでございまして、この庁舎竣工時には庁舎運用マニュアルというものを策定しておりまして、その中には、保管庫や机の上に文書などは置かないというふうに規定して、実行しておったわけでございますけれども、年数の経過に伴い、電子機器の増設、あるいは事務の増加による文書保管場所の減少によりまして、現在はごらんのとおり実現ができていないというところがございます。

しかしながら、庁舎管理上及び労働安全衛生上、職員や来庁者への危険を防止しなければならないということでございますので、竣工時に整備した保管庫やカウンターなどの備品につきましては、連結するなど耐震化を図っているところでございますけれども、その

後に整備した備品、あるいは電子機器、保管庫の上に置かれたものにつきましては、転倒防止の措置を講じる必要があるというふうに考えております。

今後、正確な実態の把握と、これに対する対応策、これらを検討いたしまして、安全対策を構築するとともに、災害時にはいち早く職員が配備に移ることができるように、また事務の執行に支障がないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ぜひとも安全衛生上の対策をお願いいたします。

庁内だけでなく、例えば忠岡にはたくさん、幾つか関連の施設があります。例えば、図書館、福祉センターなど指定管理委託している施設や、幼保小中などで住民がけがをしないか、そちらのほうの確認、対策もぜひともお願いできないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

関係諸部署がございますけれども、そちらのほうにもお願いをしたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

では、すみません、いつごろまで例えばそれは実施できます、全体的に。お願ひします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

速やかにということで、よろしくお願ひいたします。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ぜひとも早急に速やかによろしくお願いします。さきの研修に僕も出させていただきましたが、防災でなく減災という視点でよろしく願いいたします。それが人災とならないようお願いいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。忠岡の会議で傍聴可能な会議等の情報が、ホームページでなぜかぎりぎりにしか掲載されていない現状を見て、ご質問させていただきます。

住民の方々が傍聴可能な会議等の案内が、ホームページで直前の数日前にしか載っていないような、スクロールのところに掲示されていません。日時だけでも決まり次第、早いこと掲載できないものなののでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

傍聴が可能な会議等の案内につきましては、本来4月からホームページ等でお知らせをさせていただいているところでございます。本町といたしまして会議を公開する場合、開催の7日前までに周知すると規定しておりまして、運用をさせていただいているところでございます。つきましては、7日前までとしておりますので、できるかぎり早い段階で、今おっしゃられたように日時だけでも決まれば、その時点で、場所は別にして、そういった形の中でもまた掲載できるように関係各課に依頼をしまいたいと思います。

また、ホームページへの掲載につきましては、新着画面にリンクするように周知しておりますけれども、一部で操作の方法を誤ってリンクされていなかったということもございまして、大変ご迷惑をおかけしたことがございます。この点につきましても、改めて周知をまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。規定で7日前ということですか。私も喫緊でクリーンセンターのモニタリング委員会で、10日前にありますというお伝えいただいたんです。それで、10日後に予定が3つほど入ってたんで、組みかえがちょっと大変やったんで、10日前

が短いか長いかというのは、皆さんの主観的な判断にはなってくると思うんですけど、要はそんな直前にならんとわからへんものなのかなということ、日時、場所が全部決まらないとだめということから伝えられたということなんですけど、日時だけでも言うていただいたら、そこをガンとあけますので、もっとそういったことだけでも早いこと掲示とか、こちらの委員等にもお伝えできないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

前向きに考えさせていただきたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。プラス、できれば、今はホームページぐらいしか僕も思いつかないんですけど、画面上のスクロールだけでなく、例えばカレンダー機能ですね。カレンダー、1月、2月、3月とあって、あと日付が並んでいると。そこにクリックすると、例えば1月10日、何か色が変わっていると。そこをクリックすると町の関係行事が、こういった委員会の傍聴だけでなく、イベント等も掲示されるなどのご配慮が願えないかなと思います。スクロール早急に入れていただいた場合、次々また別件が入ると、追って探すのにも苦労しますんで、そのような利便性の向上をお願いできないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ホームページの見やすさ、あるいは検索のしやすさ、そういったことで、住民の皆様がご利用しやすいように見直してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ぜひとも住民目線の視点で、そのような周知の仕方の向上、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして私、三宅良矢の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

（「午前10時48分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

次に、前田長市議員の発言を許します。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

公明党の前田です。よろしく願いいたします。

まず1点目の質問であります。交通安全対策について質問させていただきます。

ここ数年、自転車事故が大変多いわけですが、日本サイクリング協会によりますと、国内で利用されている自転車は推定7,000万から8,000万台と、このように言われております。警察庁によりますと、2014年の自転車に関係した交通事故は、約11万件。自転車が加害側となったのは約1万8,000件という報告であります。交通ルールを守らず走行する自転車が大変多く見られるわけがあります。携帯電話をしながら走行したり、またメールをしたり、また信号を無視し、そして一たん停止のところをとまらずに、信号を無視したような、そのようないろいろなことが起こっております。

そこで、質問であります。本町の自転車と歩行者との事故発生状況はどのようになっているか。また何件ぐらいあるのか、教えていただきたいと思っております。よろしく願いします。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の忠岡町内におきます自転車にかかわる交通事故の発生状況につきましては、大

阪府警から公表されております資料によりますと、平成26年におきましては、全交通事故件数97件のうち、自転車にかかわる事故が34件あり、35%の事故率となっております。また、ことしの9月末現在の時点では、全交通事故件数99件のうち、自転車にかかわる事故が33件で、33%の事故率となっております。

以上でございます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

今の答弁にありましたように、自転車にかかわる事故が、26年度で97件のうち34件が自転車とかかわった事故であると。率にして35%、これが26年度であります。27年度におきましては、99件。これは9月時点ですので、まだこれから件数がふえてくると思います。99件のうち33件で33%の事故率ということで、本年においてもこの自転車にかかわる事故が非常に多くなってきているわけであります。

私ごとであります。うちの家内のほうも、昨年11月に、自転車同士がぶつかって、うちの家内が左手首の骨を折って事故したわけでありまして、これも自転車と自転車ですのでこの対象にはなるわけでありまして、交通事故の警察に届けた数だけなんです。今報告いただいたのは。実際には警察に届けてない事故もたくさん自転車にかかわる事故があるかと思うわけですね。そうしますと、かなりこういう自転車にかかわってくる事故が、本町忠岡町においてもたくさんあるかと思うわけでありまして。

そこで、今お聞きしたように、自転車に対する事故が多発しているということで、本町はどのような対策をとっているのか、教えていただきたいと思っております。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問の対策についてでございますが、自転車は車両でありまして、道路交通法や道路標識等の交通規制に従って運転しなければなりません。ですが、交通ルールを守らず危険な走行をする自転車が近年多く見られるのが現状でございます。

本年6月からは、信号無視やスマホのながら運転など一定の危険行為を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の自転車運転者に対して、講習を義務づける自転車運転者講習制度が始まりました。そのようなこともありまして、自転車マナー向上の若者対策の一環としまして、本年11月に忠岡中学校1年生158名を対象に自転車交通に関する講習会

を、泉大津警察署の協力を得まして実施をしたところでございます。

今後におきましても、自転車利用者に対する講習会等の交通ルールやマナー向上に向けた取り組みを今後も実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

このようにここ数年、自転車事故が加害者になって、また保険ですね、賠償金を命じる裁判が非常に全国的にも目立ってきているわけであります。そこで、2013年には神戸地裁で、神戸市で小学生の自転車にはねられて、女性が寝たきりになった事故をめぐる裁判があって、小学生の母親に対し9,500万円の賠償を命じられた、そのような裁判があったわけであります。

サイクル協会によりますと、自転車保険に加入している人は今現在まだ2割程度と、このように報告を受けております。意識向上や被害者救済などを目的に、兵庫県では10月から保険加入を義務づける条例が、全国で初めて施行されたわけであります。

先ほども報告がありましたように、本町もいろいろと交通安全の講習をしたり、対策をとっていただいておりますが、しかしながら、やはりこの自転車による交通事故は依然ふえている状況であるわけであります。そのためにもやはり保険を掛けるという、まだ2割程度しか自転車に対する保険を掛けていないということでありまして、やはり本町におきましても、この自転車の保険加入をしっかりと促進していただきたい、加入することを。また、それを義務化していくという方向でも考えていただきたいなど、このように思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ただいま申されましたように、自転車を運転していた小学生が歩行者に衝突をしまして、重度の障害が残るけがを負わせたとして、保護者に対して数千万円に及ぶ高額な賠償金の支払いを命じた判決もございました。自転車を利用する誰もが加害者となる可能性がございます。

また、議員仰せのとおり、兵庫県においては自転車損害賠償保険等の加入に係る条例が本年10月1日から施行されまして、加入が義務づけられております。大阪府におきまし

ても、自転車保険の加入に関するアンケート調査なども実施をされ、実態把握に努めるとともに、本町におきましても自転車事故を補償する保険の普及啓発についてのポスターを掲示するなど啓発を行ってきたところでございます。

また先日、市長会、町村長会合同で大阪府において自転車損害賠償保険等の義務化及び保険制度を創設し、自転車の安全で適正な利用促進を図るための措置を講じられるよう提言を行ったところでございます。

本町におきましては、今後も自転車の安全な利用を呼びかけていくとともに、加入促進につきましても広報誌にも掲載してまいり、また交通安全教室などのあらゆる機会を通じまして啓発に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長

（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

自転車の安全な利用の呼びかけ、これはもちろんのこと、事故が起きないようにしっかりと安全対策をとっていただきたいと思います。その上で、なおかつ、自転車の保険加入の促進の啓発にしっかりと力を入れていただきたいなと思います。

保険については、最近インターネットやコンビニで簡単に加入もでき、保険料が月数百円程度の商品もたくさん出ております。また、その義務化については、今も部長から報告がありましたように、町村長会で大阪府に強く求めているというふうに報告がありました。ひとつよろしくお願いいたします。町長も今回、町村長会で大阪府に強く求めているということでありますので、一言その点について答弁よろしく申し上げます。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ただいまの質問の趣旨、よく理解しておりますので、本町民の方々にも加入の促進を呼びかけるとともに、知事に他県の前向きのことを参考にするように要望してまいりますので、頑張ってきます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

ありがとうございます。ひとつよろしくお願いいたします。

2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は災害対策であります。災害対策にはいろいろあるかと思いますが、今回、災害時におけるトイレの準備について質問させていただきたいと思います。

特に災害時には、避難所におきまして食料とトイレの問題が最も重要な問題かと思えます。そのトイレの問題であります。災害時に避難所のトイレ環境が悪く、避難者の健康に悪影響を及ぼしている実態があります。災害用トイレとしては、仮設トイレの普及が進んでいるが、東日本大震災では仮設トイレが避難所に届くまで4日以上要したということで、被災の自治体が全体の66%あったということで、この仮設トイレが66%、4日以上かかっているということで、大変問題になっているところでもあります。

本町でもしそういう災害が起きて、この仮設トイレを準備するとなりますと、果たしてここで言われてるように、4日も日にちがかかったりとなると大変なことになりますので、今現在どのような準備をされて、数はどれぐらいあるのか、教えていただきたいと思えます。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

まず、本町におきまして想定される避難所への避難者数が最大となりますのは、南海トラフ巨大地震でございまして、最大で3,397人と想定をされているところでございます。その際、仮設トイレにつきましては、100人について1基が必要とされておりますので、本町におきましては34基が必要になるところであります。これにつきましては、大阪府と府下市町村でつくっております備蓄方針がございまして、その中で大阪府と本町が17基ずつ備蓄するということになっております。本町におきましては、現在16基の仮設トイレを備蓄しておりまして、そのうち10基は組み立て型、6基はテント型、それとこれ以外に1,500個の簡易トイレを備蓄しておりまして、計画上では充足しているものと考えております。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

今も公室長のほうから答弁がありましたように、一応準備のほうは十分しているということですが、例えば地震が起きて、トイレが必要な部分については、今忠岡町では約半分の必要な分は用意しているということですね。あとの半分は大阪府が用意して、それを忠岡町のほうに準備していただけるということなんですね。

そうしますと、もし大きな地震が、また津波が来て、災害を受けたときに、それが果た

して忠岡町にその半分が大阪府から一斉に、忠岡町だけが被災の自治体じゃないわけですね。よそもあるわけです。そういうときに忠岡町にその仮設トイレが早急に準備できるかどうか、その点、答弁お願いいたします。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

おっしゃったとおり半分は大阪府からいただけるということでございますけれども、いかにせん道路の状況等によって、当然おくれるということも十分考えられます。私どもも、先生おっしゃったとおり、避難所での生活上、必ず必要になるものでございまして、食料に次いで重要なものというふうに認識しておりますので、ほかの備蓄品もございまして、今後さらなる準備をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

その点もしっかりまた大阪府とも連携をとっていただいて、準備のほうをよろしく願いしたいと思います。

そこで、今仮設トイレが主流であります、マンホールのトイレの設置というのが、ここ数年、各自治体も準備しているとお聞きしております。国連が定める世界トイレの日というのが、これが11月の19日にありました。国土交通省も都内で、災害時にマンホールの上に設置するマンホールトイレの普及に向けたシンポジウムを開き、マンホールトイレの運用指針案を発表いたしました。快適なトイレ環境を確保するため、各自治体に整備を促したい考えであるようであります。

マンホールトイレは仮設トイレに比べて迅速に組み立てられると。そして、場所にしても、避難所の場所、また公園、道路、そして学校等に設置できるということで、その下水道管に直接つなげれるということで、非常に簡単であると。そして、組み立ての必要がない。日常生活に近いトイレであると。段差がないために高齢者や障害者も利用しやすい。そういうことで、全国で今現在2万基が整備されております。

本町においても、ぜひこのマンホールトイレの設置を考えていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

マンホールトイレにつきましては、私どもも今後検討していかなければいけないというふうには十分考えております。今おっしゃられたように、下水道管の整備が必要ない場合と、あと若干その管の延長というのが必要な場合があるかと思えますけれども、マンホールトイレにつきましてはバキュームカーの必要がないというメリットがございます。今現在、本町にはないわけでございますけれども、今後、先ほど申し上げましたとおり、さらに整備していく場合には、マンホールトイレとしても利用できる仮設トイレの購入というものを検討してまいりたいと思います。

それと、小・中学校におきましては、かなり避難者の多い避難所ということになりますので、できれば敷地内にマンホールトイレが使用できるように、下水道管の整備も計画できたらなというふうに考えております。しかしながら、この場合、末端になりますと少量ずつでございますけれども、水の整備というのも必要になろうかということでございますので、そのあたりの整備の費用面等々を考慮いたしまして、今後また考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

よろしくお願いいたします。特に避難者の場合は、いろんな不安がいっぱい重なってきているわけでありまして、せめてトイレの安心感のできるような、そういう態勢をしっかりとっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（前田 弘議長）

以上で、前田長市議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野隆子でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町営葬儀についてであります。9月議会では、本町の町営葬儀にかかる費用について、他市の祭壇費用など比較して、もう少し安くできるのではないかという質問をさせていただきました。斎場での会場の貸し出し費用を1階、2階のセットであったのが、1階だけの使用の場合は半額にされたということでありましたが、祭壇費用の引き下げには至っていないところであります。

そこで、きょうの質問は、少なくともはなりましたが、斎場や集会所、自宅での町営葬儀を希望された遺族の方へどれだけ町がかかわっていくのかについて質問させていただきます。

現在では、民間の葬儀会社がふえ、ほとんどのご遺族は民間で葬儀をすることがふえております。本町では、お葬式を上げる斎場がありますが、会場の広さの問題であったり、またご近所の手を煩わせたくないという、そういった理由からも民間の葬儀会社でされるという理由になっているのではないかと思います。しかし、斎場や集会所で町営葬儀でやりたいという遺族も実際おられます。闘病生活を送っておられると、ある程度の心づもりもされているということもあるでしょうし、また突然に家族が亡くなったら、どちらをとっても心身ともに疲労も重なっている中、葬儀を執行していかなくてははいけません。

町営葬儀でされる場合、告別式当日は、葬儀を進行する司会、またお寺さんにお茶を出していただいたり、火葬全般をしてくれる方と3人の方が町から委託され、来てくれます。しかし、お通夜は全て親族で段取りしないといけない。お寺さんの手配や祭壇のお供え物の果物、写真、受付、焼香順位。お葬式はそうたびたび経験もないし、喪主の方が若ければ、なおさらどういった順序でどういう準備をすればいいのかわからない。そこで、お通夜についても段取りよく進むように町のほうでも援助ができないでしょうか。そのことについてまず答弁お願いいたします。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

まず、本町の町営葬儀は、告別式だけ葬儀進行として司会を委託しております。お通夜については、近親者で全て段取りをしなければいけない、お通夜も町が責任を持って運営されよという内容のご質問でございますが、本来お通夜とは、亡くなられた方の近親者のみを取り扱うものであり、一般の参列などは考えておりません。昨今におきましては、民間葬儀においては、お通夜におきましても司会進行のもと執り行われるケースがかなりふえているかと思われませんが、その分については全てその葬儀費用の中に含まれているものと我々は考えております。

また、忠岡町町営葬儀条例におきましても、第4条で葬儀の内容を規定しており、忠岡

町が携わる分につきましては、葬儀の進行のみとなっておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

名前が町営葬儀ということで、お通夜も町が携わってもらえると思っている家族さんも実際おられます。このところ民間葬儀がふえて、地域、隣近所でお葬式を手伝うということが本当に少なくなってまいりました。そういう時代の流れになってきているからこそ、斎場でされる場合は全くどうしていいかわからない。利用される方が、町営であるから全てやってもらえるもんだと考えている方も本当におられるんです。お通夜も親族だけではなく、やはりご近所や、つながりのあった方もお参りに来られます。どうしていいのかわからないというふうなことになるように、町営葬儀の申請のときに、わかりやすく説明もし、相談にも乗ってあげる。条例にないからお通夜までは携わらないといった答弁ではありましたけど、わかりやすく説明もして相談に乗ってあげるということが必要ではないでしょうか。

今、申請での対応がおかしいと言っているのではございません。対応も決して職員さん、悪くはございません。そこを非難しているわけではございませんが、しかし、そうそう経験することではありませんし、急なことで、きっちり説明していても、聞く側、遺族の方が聞き逃すということもございます。お通夜に人がつけられないというんでしたら、窓口で十分な説明と、相談にも乗ってあげることが必要ではないかと思いますが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

議員さんおっしゃられますように、一たび葬儀というふうなことが起きれば、当然不なれな方、また多々おられると思います。我々役所のほうといたしましては、流れといたしまして町の役所のほうの窓口は、担当は住民課になりますが、そちらで十分説明し、またそれでもまだ難しいとか、いろんな内容につきましては、忠岡町の斎場の近くには花新というところに、我々、斎場の管理ということをお願いしておりますので、そこでまた十分に補足的に説明や、こういうふうにしたらええんと違うかとかというふうな形で、できる範囲の中で利用される方がわかりやすい、また不なれな点については質問なり問いかけていただいて、適切な運営を図っていきたいというふうには思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

花新さんということも今おっしゃいましたけれども、やはり行政として窓口でまずはきっちり説明して相談に乗ってあげることが大切だと思うんです。最近、先ほども申しましたように、地域とのかかわりが少なくなってきた、そういった時代の流れもございいますので、今後はお通夜もどういった方向で町が携わっていくかということも検討をお願いしたいと思います。

次に、斎場の2階に上がる昇降機についてお尋ねしたいと思います。斎場の2階の待合室に、障害者や高齢者が使えるように階段昇降機を設置していただきたいという質問、前回もさせていただいているところです。この数カ月、斎場でのお葬式に行かせていただくことが数回ございました。斎場でのお葬式の件数は減っておりますが、斎場を持っていない市町村がふえている中、2階の待合室は広く、和室も2部屋あって、町で斎場を持っている、お葬式を挙げられるというのは、忠岡町の財産、ひいては住民の財産であろうかと思えます。

件数が減ったとはいえ、どなたも使いやすいようにすれば、斎場でという方もふえてくるのではないのでしょうか。障害の方、また高齢者の方にとっては、2階にはなかなか上がれない。本町の公共施設です。高齢者や障害の方を排除することのないよう、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、これについて担当部長の答弁をお願いいたします。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

忠岡町の斎場の利用につきましては、今議員さんのほうからもおっしゃっていただいたように、家族葬が主な利用形態となっており、少人数での利用が結構見られます。また、当施設につきましては、平成2年の運営開始から25年が経過しており、さきの9月議会でもご答弁させていただきましたように、町といたしましては火葬炉の修復、また施設の老朽化の改善に現在取り組んでいるところでございます。

ご質問の昇降機につきましては、今後、建物の耐久性や安全性などを検証し、住民が使いやすい施設の改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

少し前ではありますが、最近母親を亡くされ、斎場で挙げられた娘さんと町長とがお話する機会がございました。お通夜に、年をとられた車椅子の父親が一晩一緒に斎場で奥さんを弔ってやりたいというのを、2階に上がれない、そういった理由で家に連れて帰ったということをお聞きになられたと思います。家族と一緒に故人の話をし、一晩過ごしたい。しかし、できないということをお聞きになっておられます。

田尻町が2年前に斎場にエレベーターを設置したことは、紹介させていただきました。それに比べて階段昇降機の費用は、その10分の1以下でできます。住民の声を直接聞かれた町長は、前回のお考えとまた違ったお考えになっておられるのではないかと思います。町長にちょっとこれは答弁願いたいと思います。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

住民がお困りになれば、できるだけ積極的に解決していくというのは、昇降機だけでなしにいろんな面で考えております。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

住民の要求ですので、金額が安い高いではなくて、緊急性のものはつけていただくと。斎場も本当に立派な建物です。財産です。そういったことで相乗効果も広がって、利用がふえていくというのも1つの施策ではないかと思っておりますので、ぜひこれは前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、介護保険についてお聞きいたします。第6期介護保険事業がことし4月からスタートいたしております。改悪続きの介護保険でございます。特別養護老人ホームの入居条件、要介護3以上に引き上げられたり、また年収によっては1割から2割への利用料の自己負担、施設やショートステイの家賃と食事代の補足給付、一定預貯金があればなくしていくと。介護を必要としている高齢者の負担はますますふえる一方であります。

本町でも1割から2割負担になった方は、ことし67人、割合にすると6.7%。施設入所、ショートステイを利用されている方の補足給付、これを受けておられた方が100人近くおられたということですが、8月1日からこの改正に伴って78人が補足給付が外されたというふうにお聞きしております。負担増になっていること、介護保険に対する安心と信頼がますます失われつつあるのではないかと思います。

そこで、本来の質問をさせていただきます。4月からスタートいたしました第6期介護保険事業計画で、要支援1、2の方が保険給付から外されて総合事業に移行されていく。本町では、今までの質問の中で、29年度から随時、認定期間が切れて更新する方から移行していくということをおっしゃっております。総合事業に移行していくというのは、国の狙いであって、安上がりのサービスに変えていく、これはどなたもおわかりになっていることだと思います。水準を下げない、今までと何ら変わらないサービスの提供をされよということにつきましては、党議員団も議会や委員会の中でも質問させていただいているところであります。このことについて答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成29年4月からの開始と考えているところでございます。訪問型サービスでは、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴う方や、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方などに対しては、現行の訪問介護相当の予防給付の基準を基本とした訪問介護事業者によるサービスが行われます。

また、一般的に多様なサービスとして、状態などを踏まえながら住民主体による支援など多様なサービスの利用を促進するため、人員等を緩和した基準による事業者委託や、住民主体の自主活動として行う生活援助等を想定しております。

通所型サービスでは、既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケースや、多様なサービスの利用が難しいケース、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善、維持が見込まれるケースについては、予防給付の基準を基本とした通所介護事業によるサービスが行われます。

また、訪問型サービスと同様に、多様なサービスとして状態などを踏まえながら住民主体による支援と多様なサービスの利用を促進するため、人員等を緩和した基準による事業者委託や、住民主体の体操、運動等の活動など自主的な通いの場でのサービスを想定しております。

いずれのサービスにつきましても、総合事業開始時点で既にサービスを利用しているケ

ースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースにつきましては、介護予防サービスの利用に配慮するとともに、新しく事業の対象となる要支援者等については、みずからの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促すといった考え方を踏まえつつ、例えば住民主体の通いの場では実施が困難な入浴介助が必要な場合などにおいて、多様なサービスの利用が難しいケース、不適切なケースとして、通所介護事業者による専門的なサービスが必要と認められるのであれば、適切なケアマネジメントを通じて利用者に必要なサービスの提供を行ってまいります。よろしく申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今、部長の答弁から、住民主体であったり、それから人員の緩和の基準と、そういったことがたびたび出てまいりました。つまり、それは安上がりのサービスに変えていくということではないのでしょうか。訪問介護や通所介護を委託している事業所に、これまでの報酬の7割、8割の報酬でサービスを提供してもらおうということが今後出てくるのではないのでしょうか。今までと同じサービスの水準を、これでは維持できますか。要支援と認定された方も軽度であると思われがちではありますが、家の中で何とか手すりを持って、生活援助でヘルパーさんに入ってもらっている。そこで日々生活ができています。デイサービスにも通って、お風呂も入れる。訪問ヘルパーであったりデイサービスであったり、そこにはちゃんと資格を持ったヘルパーさんがいて、デイサービスでも人員がちゃんと確保され、配置されている。安心して利用できるというふうになっているのが、今のお答えでは29年度以降、ちゃんと確保されるのかということが心配されますが、その件についても一度答弁をお願いしたいと思います。水準を下げないということです。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

ご質問の人員等の緩和の基準につきましては、国においては訪問型サービス、通所型サービスにおいて、現行の指定事業者による介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスに相当するものと、指定事業者などに対する委託で資格基準を緩和した基準による生活援助などや、住民主体の自主活動として行う生活援助等を想定しております。

もう1点でございますが、サービスの水準の低下の件でございますが、いずれのサービ

スにおきましても健康寿命の延伸に向け、要支援者等の状態等に合ったふさわしいサービスが提供できるように、サービス水準の維持に向け、検討、努力をしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

さきの決算委員会であります、ここで確認しましたところ、第6期の介護保険事業計画では基準を緩和したサービス、つまり安上がりのサービスですね、それは算定しないで27年から3年間、報酬単価はそのまま、全額報酬額で予算をしているということでありました。なので、資格基準の緩和であったり、またボランティアも考えておられるのかもしれませんが、予算を全額今までどおり組んでいるんですから、計画に29年度から入れるというのはおかしいのではないのでしょうか。ちゃんと3年間、今までどおり予算を取っているわけなんですから、保険料もそれに合わせて設定してスタートしているんです。途中で、これで29年度から事業者への報酬を下げる、水準を下げるということになりますと、取り過ぎた保険料はどうなるのでしょうか。そういった問題もあります。住民に返さなアカンというふうになるんじゃないのでしょうか。10割での予算をきっちり取っておられるんですから、ちゃんとそれで執行していく、水準は下げないという立場でしていただく。

また、本町の場合、地域包括支援センターも庁舎内に置いて、本町直営でされておられます。直接相談に来られました住民の方の顔が見れる、実態も把握できる。いろんな包括支援センターのお仕事、ここに載っておりますが、介護予防のケアマネジメント、また虐待の早期発見・防止などいろんなお仕事をされているわけですが、公営で直営であるからというよさもあるかと思えます。小さい町であるから、そういったこともできる。そのよさを十分に生かしていただきたい。

国の安上がりのサービスをそのままスライドさせるのではなく、29年度も今までどおりの水準でサービス提供を保証していただく。予算も組んでいるんですから、その点についてはきっちりと答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

先ほども申しましたが、要支援者等の状態等に合ったふさわしいサービスが提供できる

ように、サービス水準の維持に向け努力してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

水準維持でありますから、下げないということを必ず守っていただきたいと、そのように指摘をして終わりたいと思います。

次に、高齢者福祉の充実についてお聞きしたいと思います。

2015年度版の忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画というのがつくられています。総合的な健康づくり、介護予防の対策を進めていくという計画が載っております。健康教室の出前講座であったり、特定健診の推進であったり、地域包括支援センターの機能強化や、さまざまな相談窓口の連携を強化する、そのように書かれています。

しかし、計画をつくっても、それが本当に実践できるのか。計画だけつくればいいということではないと思います。具体的には、どのように高齢者が地域との交流、快適な暮らしができるような計画を進めていかれるのかについて、お尋ねしたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2015の中で、高齢者施策の展開方向について、高齢期を生き生きと過ごすことができるようにするため、総合的な健康づくりと介護予防の推進を掲げています。

日本の平均寿命は、男性は80歳、女性は87歳、男女では84歳でございます。日本が世界一の長寿国であります。その中で本町においては、日常生活に制限のない期間の平均である健康寿命を延ばすため、高齢者施策を展開していくことを考えているところでございます。

今後、平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。そのためにも、生きがいのある高齢者の豊かな生活づくりが介護予防などにもつながることから、総合福祉センターや老人いこいの家、地区集会所などを活用して、生涯学習や交遊、グループサークル活動を推進

してまいりたいと考えております。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

高齢者にとっても、健康で長生きできるというのは、誰もが思うことであって、医療費や介護を望んで使うわけではないですから、今おっしゃったように介護給付費が膨らむ、社会保障が削減できるといった考え方は、ちょっと方向性も誤りがあるのではないかというふうに私は思います。

高齢者が住みなれたこの町で暮らしていけるということで、本町でも積極的に支援をしていく。例えば、福祉センター、いこいの家、また地区の集会所、身近で足が運びやすいという便利さもあって、集会所の開放や、それから高月北ではボランティアで週3回、喫茶もして、地域の高齢者がそこへ行っておしゃべりをすると、そういったこともされていて、大変努力もされているということもあります。そういった頑張っている地域、またそれを他の地域でも広げていくという意味でも、町がいろんなことを事業化していくという、そのようなお考えはございませんでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

健康づくりの推進につきましては、生涯を通じた健康づくりに関する知識の普及啓発の推進、また地域での総合的、効果的な介護予防の推進を図るような支援が必要であれば、そのニーズに応じて予算化をしていくことを検討してまいります。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、住民が自分の得意技で、ちょっとボランティア、そういったことができる環境づくり、こういったことも今後大事な自治体の役割ではないかと思ひます。また、閉じこもりの高齢者をつくらなひためにも、地域に丸投げではなく、町も社協などと連携をして訪問活動もしていただく。閉じこもりといひても、その人その人でいろんなケースもありま

すでしょうし、何ら、閉じこもっているのではないかと目は目から見ても、生活するのに本人は全く支障もない、そういった高齢者もいらっしゃると思います。まずは把握していくということも必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

閉じこもり高齢者の対策につきましては、現在、65歳以上の独居高齢者の把握につきましては、民生委員さんのご協力を得て、新規対象者には町職員と一緒に訪問し、実態把握に努めているところでございます。閉じこもりの方につきましては、民生委員さんによる地域の実態把握をお願いするとともに、社会福祉協議会の地区福祉委員のご協力を得ながら実態把握に努めております。ご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。点滅だけですので。

6番（河野 隆子議員）

最後に、計画もつくっておられますので、これは1年たてば進捗状況、どういったふうに進んでいるかといった検証もきっちりすることが、次にもつないでいくということになると思うんですが、その点については最後ちょっとご答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

高齢者福祉計画の進捗状況につきましては、計画に記載されている施策、事業につきましては、適切にその進捗状況を把握してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（前田 弘議長）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。13時から再開いたします。

（「午前11時57分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（前田 弘議長）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。府下の平均よりも多い本町の不登校児童・生徒への支援の取り組みを進めることについて、質問をいたします。

文部科学省がことしの8月7日に発表した学校基本調査で、2013年度に年間30日以上欠席した不登校の小・中学生は、合計11万9,617人で、前年度よりも約7,000人増加しています。不登校の小学生は2万4,175人、全児童に占める割合は0.36%で、過去最高水準となりました。不登校の中学生は9万5,181人で、全体に占める割合は2.69%で、中学生は37人に1人が不登校ということになります。全国的には大阪は不登校の児童・生徒が多く、その中でも忠岡町は府下平均を大きく上回っています。不登校の数も問題ですが、一人一人に支援の手が届いているか、一人一人に応じた対応ができていないかが問題だと思います。

私が今回、不登校の問題を質問するきっかけは、ことしの予算委員会で本町の不登校の生徒数を質問したときに、忠岡中学校は22名いるとの答弁に大変驚いたことです。他の委員からも「多いな」という声が出ました。文部科学省ですら不登校はどの子にも起こり得ることとして捉えることが必要であると言っています。ですから、本町の不登校児童・生徒が多いことを問題にするのではなく、一人一人に応じたきめ細やかな支援ができていないかどうかを問題にすべきだと思います。

周囲から「甘やかしたらあかんで」と言われたので、嫌がる子供を車に乗せて無理やり学校に連れていったというのです。「あのときもっと子供に寄り添ってあげたらよかったのに」と、不登校の子供を持つお母さんは自分を責めておられました。また、別の方は「私の育て方が悪かったんやろか」と自分を責めてきたけれど、ご近所の方から「大切に育ててきたやないの。ちゃんと育ててるじゃないの」と言ってもらえて、心の重荷が取れてよかったと話されていました。しかし、お母さん自身、傷ついているのに、「親が学校に行かそうとしていない」と言う関係者もいて、まだまだ理解されていない状況もあると思います。

不登校の子供は、「心が疲れる。先生が何々しなさいと命令するねん」と言う子もいれば、友達がクラスみんなの前で先生から怒られているのを見て、「心が苦しい」と言って、それは「ちゃんとできひんかったら、今度は自分がみんなの前で怒られる。どうしよう」と、真面目な子ほど、そう思うのです。

子供たちは、学校へ行けなくなったとき、前の晩に目覚まし時計をセットするなど何とか学校に行こうと痛々しい努力をします。しかし、いざ登校となると不安や緊張が高まり、発熱や頭痛、腹痛などで学校へ行けない状態になります。その後、自室に閉じこもる、昼夜逆転する、不眠症など神経的症状を見せる。そして、家庭内暴力を振るうなどいろいろなあらわれ方をします。中には、家庭崩壊という深刻な事態も生まれています。

不登校の原因は一人一人違います。いじめや友達関係、学業不振や学習塾、クラブなど詰め込み・競争・管理教育、受験が原因の場合もあります。また、親が長時間、過密労働や貧困など家庭環境、社会的な問題など、不登校の問題は子供の資質の問題ではなく、学校、社会のありようこそが問われなければならないと考えます。学校に行けない子供にのみ登校を強制して解決できる問題ではないということです。

以上の立場から、行政や学校がすべきことは、さまざまな要因を取り除いていくとともに、安心して楽しく通える学校づくりを進めることです。学校に人間的な温かさを取り戻すことです。

例えば、県独自に小学校で33人以下学級を実施している山形県では、学力が向上し、不登校が減少し、2008年の数値ですが、不登校の出現率は全国の0.32に対して0.24と3割も減りました。文部科学省は、35人学級は小学校1年生のみのままなので、少人数学級を一日も早く国として進めること、そして競争と管理の教育を改めることが求められます。

いじめの克服、子供の権利条約を生活と学校に生かすこと。安心して相談できる体制をつくり、不登校の子供の学習権、教育権、進路の保障を行う、一人一人にきめ細かい支援ができるようにすることです。その子に応じた学びの場として、国が民間フリースクールへの援助も行い、父母の負担を軽減することも求められています。

忠岡町の不登校児童・生徒への支援の事業としては、忠岡、東忠岡両小学校にスクールカウンセラーを、週1日ですが配置されています。府下では忠岡町ぐらいたそうです。中学校の校舎の中に、加配教員による適応指導教室の設置などがされています。ただ、忠岡の問題は、いじめなどで中学校に行けない生徒は、中学校の校舎の中で行っている適応指導教室には行けないことです。また、小学生の適応指導教室も校舎内にもないということでもあります。

以前、忠岡の方ですが、小学生のお子さんが不登校のため、結局高いお金を払ってフリースクールに通わせたとご家庭がありました。その方は「泉大津市には適応指導教室があるのに、何で忠岡町にはないの」とおっしゃっていました。近くにフリースクールがないた

め送り迎えができず、宿舎に入所させたため、その費用も含めたら大変な経済的負担をされました。

他の市や町には、学校外に適応指導教室が設置されています。先日、島本町の教育センターを視察してまいりました。適応指導教室もあり、定期的に臨床心理士による発達相談と専門家による教育相談が行われ、大変利用が多いようです。島本町の不登校児童・生徒は府下平均を下回っているそうです。一人一人に支援を行う事業に取り組まれている教育委員会、教育センターの方々の思いが伝わってきました。

ほかにも、町では太子町や田尻町などにも適応指導教室が設置されています。不登校の子供に学習権、教育権を保障するために、本町にも適応指導教室を設置されるお考えはないでしょうか、担当理事よりお答えをいただきたいと思います。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議員お尋ねのいわゆる不登校の状態とは、年間、今ご説明もいただきましたが、30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況ということでございます。本町教育委員会といたしましても、不登校の解消については最重要課題の1つと認識しております。

現在、本町におきましては、近隣市に設置されております学校外での適応指導教室はございませんが、不登校対策の一環として忠岡中学校内において府費負担の加配教員を活用した校内の適応指導教室を設置し、対応しております。

また、府費負担によるスクールカウンセラーが週1回程度、中学校に、小学校には町単費のスクールカウンセラーを2名配置し、各校、年間25回ずつ派遣しており、子供や保護者の支援に当たっております。さらに、関係機関との連携等を強化するため、府費負担のスクールソーシャルワーカーを1名配置し、児童・生徒の支援に努めているところでございます。

議員ご指摘の適応指導教室設置につきましては、厳しい財政状況下ではございますが、財政当局とも協議をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

不登校対策については最重要課題であるということで位置づけていただいて、適応指導教室についても検討もしていただけるということですので、ソーシャルワーカーやスクールワーカーに来ていただいて相談をしてもらっても、学習をやっぱり見ていただける、勉強する場ということ、学習権を保障してあげないと、その子が今後、高校、大学と進学していく際に、やっぱり学習のおくれというのは大きな影響が出てくると思いますので、ぜひそういう適応指導教室を学校外に、小学生の通えるところも含めて、ぜひ設置を一日も早くしていただきますように、よろしく願いいたします。

2点目の不登校支援の2つ目は、学校に行きにくい状態にある児童・生徒への訪問指導や、保護者の方への訪問相談を実施することについてです。忠岡、東忠岡小学校には先ほど町単費のスクールカウンセラーさんがいらっしゃいますが、適応指導教室が小学校にはないため、小学生の児童には訪問して勉強を教えてくれる、一緒に話をしてくれたり遊んでくれる、そういった学生のボランティアのような方の派遣というものが必須ではないかと思えます。また、先ほどの島本町でも、そういった学生ボランティアなど派遣制度がありました。

また、お隣の泉大津市でも、これは保護者、特にお母さんに元気になってもらうために、訪問相談をされていらっしゃるって、泉大津市の教育支援センターでは心理カウンセラー1級のサポーター派遣制度とあって、サポーターの方が5名から7名で訪問して相談に当たっておられます。学校の先生でないというところがいいみたいで、学校との橋渡しになっているそうです。

本町でも回数多く訪問するといったサポーターなどによる訪問相談、また学生ボランティアなどによる学習指導、そういったものを実施するお考えはございませんでしょうか。教育理事よりお答えをいただきたいと思えます。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

自宅から外出できない状態の児童・生徒に対する対応につきましては、本人の心理的状況にもよりますが、議員ご指摘のとおり、各家庭へ訪問することも大切であると認識しております。各学校においても、児童・生徒の状況を判断しながら、担任を中心に家庭訪問を実施して、学校復帰を支援しているところでございます。

また、先ほどお示しいたしました各校派遣のスクールカウンセラーも、児童・生徒及び保護者への相談に対応するとともに、必要に応じて家庭訪問も実施しております。さらには、就学前、就学後のつながりをきめ細やかに行うため、本町保健センターとも連携を深

めながら対応しているところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

いろんな職種の方が訪問されるというところで、先ほどサポーターということで、かた苦しくない、自然にお話ができる、そういった方の派遣という意味でちょっと質問させていただきましたので、そういった方の派遣も含めて検討していただきたいのと、もう一つ、最後おっしゃられた保健センターの心理判定士の先生のことだと思いますが、これは保健センターの就学前の児童、小さなお子さんの発達相談、発達診断ですね、されている方なのですが、もちろん連携でいいんですけれども、その小さい子供さんたちを見ないといけない時間を、小学生の子供さんたちのそういう発達相談なり診断と、そういったことに来ると、今度保健センターでの相談というものが短くなってしまわないかと思っておりますので、小学生に派遣をするということであれば、やはり教育委員会の予算で教育委員会の事業、不登校支援事業として、それもやはり予算も確保してやると。そうすれば、就学前の子供の保健センターの事業にも影響も出ないし、そして同じ方に来ていただくと、引き続きの連携ということも、同じお子さんを見ていただけるということもありますので、ぜひその点は教育委員会の事業として、それを新たに予算も取ってやっていただいて、より相乗効果が出るようにしていただきたいと思うんですけれども、その点について、サポーターと、あと保健センターの心理判定士の先生の件についてはどのようにお考えでしょうか、再度お答えをいただきたいと思っております。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

いわゆるサポーター、例えば学生さんや橋渡しとしてのやっただけの方というのが、募集等も今後ともしてまいりますけれども、やはり資質の面でなかなかそれにふさわしい方というのがすぐに集まりにくいところがございますが、周知はしていきたいと思っております。

なお、先ほど議員おっしゃいました保健センターとの連携にかかわりまして、本町の保健センターでは赤ちゃんから高齢者まで各世代に応じたさまざまなお手伝いしていただいております。そんな中で、特に小・中学校の場合は、やはり学校ですので、スクールということで、スクールカウンセラーもいわゆる心理士でございますので、その学校に関することはスクールカウンセラー等を活用してやっていきたいと思っておりますので、今後とも連携しな

がらやっていくという方向で進みたいと思います。ご理解のほどよろしく申し上げます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

今回、初めてこのことをちょっと質問いたしましたので、保健センターの心理判定士の方に関しては、ちょっとそれはそれで教育委員会の事業として、予算は出していらっしゃらないと思います。保健センターの予算で来ていただいていると思いますので、それは教育委員会の予算として確保してするよというということで、ちょっと指摘もさせていただいてます。そうすれば、教育委員会として不登校のことにも対応しているという事業として、やっぱりやっていくという位置づけにもなると思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

そしたら、不登校支援の3つ目ですが、教育支援センターの設置に向けて真剣な検討もぜひしていただきたいということでもあります。特別に建物を建設しなくても、既存の建物の部分を活用することで機能を持たせることができるのではないかといいうふうにも思います。そういったところで、ぜひ教育支援センター設置に向けての検討にも入っていただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

教育支援センターが設置されている自治体におかれましては、教育委員会事務局の外部機関として設置がなされております。教育支援センターを設置する前提として、場所の確保が必要であります。とりわけ教育支援センター内に適応指導教室を設置する場合には、児童・生徒の心理面に配慮した場所の選定が何よりも重要であります。あわせて、適応指導教室の指導者には高い専門性と守秘義務等の法令遵守が強く求められているところでございます。

本町におきまして新たに教育支援センターを設置するには、必要な人件費等を確保することと、適正な人材を確保する両面において厳しい状況であります。今後、財政当局とも協議してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいいたします。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

将来的にそういった教育支援センターの設置もぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この件に関しての最後で、忠岡町はいろいろと今、土居先生おっしゃられた不登校児童の支援事業をされているんですけど、余りご父兄、保護者の方に知られていないということがあるようで、忠岡は何もやってないというふうに思われてる、そういった方もいらっしゃるの、他の市や町のようにホームページにこういった事業を、こういったことを具体的にやっぱりホームページで掲載をしていただくということをぜひしていただきたいと思います。そしたら、「あっ、こういうことをやっているんだな」とか、「あっ、こういうことをやってないんだ」、やってないことについては、またそれはそれで要望として学校に上がってくると思いますので、見える化、見えるように、ぜひホームページにも掲載もしていただいて、相談がしやすい、その事業を活用しやすいようにしていただきたいと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

議長。

議長（前田 弘議長）

土居理事。

教育委員会（土居 正幸教育部理事）

今、議員ご指摘のいわゆる情報発信の部分におきましては、今後、前向きに検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。ぜひ、少しでも子供に応じた支援ができるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略案についてお聞きいたします。

先日、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略案が示されました。地方創生について9月議会でも質問いたしましたが、なぜ地方が衰退したのか。農産物輸入自由化で地域の農林水産業や地場産業が壊された。大型スーパーの規制緩和で商店街がシャッター通りになった。平成の大合併で住民自治を衰退させた。そして、消費税増税で暮らしも景気も台なしにした。TPPなど地方からお金も人も吸い上げる政策ばかり続けてきて、地方経済を疲弊させてきた自民党に、地方創生を語る資格はありません。

アベノミクスは、景気悪化と格差拡大をもたらしました。労働者の実質賃金は連続低下の一方で、大企業の内部留保は300兆円を突破しました。消費税増税と社会保障の連続改悪の一方で、空前の利益を上げている大企業には、法人税と法人住民税の2年間で1.6兆円の減税。アベノミクスと自民党政治をやめることこそ地方経済の再生になるのではないのでしょうか。

日本創成会議が出した人口が減ってしまう消滅都市という机上の計算で、おどしをかけています。安倍政権は、その地方版総合戦略を全自治体につくらせています。東京一極集中から地方へ人口を流入させるとか、人口減少に歯どめをかけるとか言っておりますが、地域経済を壊しておいて、また労働者派遣法を改悪したまま、安定した雇用を自治体の責任と計画でつくるなんてとんでもない。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというが、若い人が派遣や非正規の労働でワーキングプア状態だから、結婚もまたできないし、出産もできないと。子育て支援といっても、国は制度をよくせず、子供医療費や少人数学級といった、これも地方任せ。

お金も平成27年の先行型交付金は、100%国が出してくれるということで、忠岡町は6事業出しました。やっています。ところが、来年28年度は、これを2分の1に減らすということになってきています。総額が1,700億から1,080億に減らすんですから、約2分の1に減るということになります。この本町の6つの先行型の事業も、来年度からの分とともに再度申請し直さないといけないということになってきているそうであります。新事業にしか交付しないということですから、交付金が6事業、今やっている分が採択されるかどうかというのはわからないということのようであります。こんな上ったはしごを外すような、二重にひどいことをする、これが安倍政権の今回の地方創生のやり方であります。

人口増になるなら、既存の分でも対象になったものを今年度でやって、そしてその浮いたお金でいろいろしていこうかということも当初考えられていましたが、それができなくなったということになると、大変財政に穴をあけるということになってくるようであります。9月議会の段階ではこのことがはっきりわからないということでありましたが、今ははっきりとわかってきつつあるということであります。

そこで、1点目の閉鎖された温水プールの再開は、国の交付金の対象になりますかということと、2点目、当初既存の事業を振りかえて、浮いた分でほかに活用できるというふうに言っていましたけれども、来年度はどうなっていますか。この2点についてまとめてお聞きしたいと思います。公室長よりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今ご質問いただきまして、地方創生に係る新型交付金につきましては、私どもも今どういう状況になっているのか見えないところではございますけれども、先ほどおっしゃられたとおり、今予算要求では1,080億円ということで要求をされていると。さらに、事業費の2分の1程度賄われるのではないかなというところは情報としていただいているところでございます。

先行型の事業ということで、6事業を実施しているわけでございますけれども、当然先ほどおっしゃられたように、この事業につきましても平成28年度以降、ゼロからのスタートと申しましょうか、今のところ採択されるという決まったものは全くないところでございます。この部分で、ある程度財源として使えれば、それ以外の事業にもいろいろと打って出ることができるというふうに考えておったわけですが、なかなかそうもまいらないというところでございます。

今、ご質問いただいております温水プールの再開の件でございますけれども、この分につきましては先行型の事業と考える中でも、やはり先駆的な事業が採択の基本になるというふうにお聞きしておりますので、この部分については、まだ詳細は示されてはおりませんが、非常に難しいのではないかなというふうに考えているところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

温水プールが交付金の対象になるかということ、ならないということであるということがわかりました。それとあと、事業振りかえということもちょっとできないということであるというのは確かなことですね。ということですね。2点目の既存の事業をこの交付金に振りかえてということもできないということでもありますので、全然本当に何ができるんだろうということになってくるということでもあります。

ですが、ちょっと時間がありませんので、3つ目ちょっと、温水プールの再開についてということがこの計画の中に入っていないということをおっしゃっていただきたいと思います。人口をふやす、もう時間が余りないので、忠岡町のこの計画、560万円もかけてコンサルタント会社に委託して、560万円ですよ。この冊子をつくって、それを余り使わないというのでは、これは本当に税金の無駄遣いだと思いますので、せっかくだらば、こんなひどい制度でありますけれども、活用できるものは活用していく。そして、子育て支援、人口をふやしていくということでしたら、それに向けての計画ということで、ぜひ真剣に取り組んでいくということも必要であろうと思います。

1つ言います。アンケートの中で30代から50代、ちょうど小学生から中学生のお子

さんをお持ちのそういった世帯の人たちが、忠岡町外へ転居したいと思う理由、一番が「もっと住環境がよいところに住みたいから」51.2%、次に多いのが「教育環境が不十分だから」34.9%。よそへ行きたいと言っている人が「教育環境が不十分だから」というふうに言われたんだったら、住環境はちょっとなかなか難しいけど、教育環境なら何かできるんじゃないかということで、私はこの温水プールは教育環境、教育施設ですから、子供たちのプール、水泳教室、年中できます。小さいキッズから障害者までみんなが利用できる、これこそすごく忠岡町の魅力になるし、そしてそれで子育て世代を忠岡町にずっと永住してもらえる、そういう武器にしていくと、力にしていける既存の施設ですからね。それを何も書かない、あえて書かないというのはどういうことなんだろうかと。やはりこれは人口をふやす、そして子育て世代にとっても非常に教育設備としてはいい設備だということで、入れるのが普通じゃないでしょうか。なぜ入っていないのか、これをちょっと説明をいただきたいと思います。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

ご指摘ありがとうございます。温水プールの再開については、これはほんと住民皆さんの大きな切望でございます。ただ、一方で、この温水プールの再開に当たっては、現在、財政健全化の中に組み入れられている施策の1つというのもございます。議員仰せの、よくわかります。掲載されてはどうかということでございますが、先ほども申し上げましたように、現在、財政健全の中に組み込まれておるとこのプールにつきましては、現在、夏季以外は閉館となっております。効果測定の今回のこの総合戦略には、KPIというんですかね、指標が設定されるというところもございます。そういったところから、この忠岡町まち・ひと・しごと創生の総合戦略に掲載するのはちょっと難しいのではないかなと、今かように考えております。

ただ、温水プールの再開については、生涯スポーツの推進、あるいは住民皆さん方の健康増進につながることでございますので、きょうの議員仰せの言葉も十分に意見を踏まえまして、教育委員会の大きな今後の施策の柱として、このプールの再開についていろんな方面から日々研究してまいりたいと、かように思っておりますので、どうかひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（是枝 綾子議員）

一言ちょっとすみません。よろしいですか、

議長（前田 弘議長）

はい。是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

財政健全化ということもあるけれども、やはり教育を担当する部長さんとしては、やはり必要な施設だということで、この計画には、できるできないは別にして、これは大事なものだ、この人口ビジョンや総合戦略において大事だと言うのであれば、そこにやっぱり掲載すべきであろうということでもちょっと申し上げたので、ぜひもう一度熟考していただきたいことと、あと小・中学校のPTAや、また幼稚園の方々に。

議長（前田 弘議長）

是枝議員、もう終わります。

5 番（是枝 綾子議員）

この案をちゃんと見ていただいて、意見をいただいて、練り上げていただく、このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（前田 弘議長）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

本日最後の一般質問です。ご協力お願いいたします。

先ほど来お話にも出ている本町の総合戦略にもしっかりと位置づけられているのが、子育て支援の問題です。若い皆さんに忠岡町に居ついでいただく、さらには転入して来ていただく、そのためには子育て支援のさらなる充実が求められています。その大きな柱である子供医療費の助成、私どもはこれまで何度も取り上げさせていただきました。

ここに1つの資料をいただいております。これは12月現在、大阪府が市町村の実施状況を調べたものを担当課からいただきました。何と本年の12月実施で、枚方市は通院を小学校3年から中学校卒業まで、入院を小学校卒業から中学校卒業まで引き上げております。そしてこの資料をいただいた以降も、新年度に向けて新たな取り組みが進められております。

お隣の岸和田市では、通院分が小学校3年生から中学校卒業まで引き上げられる予定です。泉佐野市も通院分、小学校4年生から中学校卒業まで引き上げる予定です。羽曳野市も通院分、小学校卒業から中学校卒業まで、入院分が小学校卒業から中学校卒業まで引き上げられる予定です。摂津市も通院分、小学校卒業から中学校卒業まで引き上げられる予

定です。貝塚市では通院分、29年度からではありますが、小学校卒業を中学校卒業に引き上げる予定になっています。各自治体、前向きの取り組みが随分とこの短い期間にも進められていることは、今報告させていただいたとおりです。

9月議会で長屋部長さんは「子供の医療費助成を引き上げることは町長の方針でもあり、力を入れて取り組む」とお答えになっておられます。これは今でも間違いございませんか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長）

そのとおりでございます。

11番（高迫千代司議員）

ありがとうございます。しかし、残念ながらこの12月議会にシステム改修の予算が上がりませんでした。なぜ忠岡町が子育て支援を総合戦略にもしながら、大きな柱の医療費助成がおくれるのか、不思議でなりません。理由について、財政を担当されている原田公室長さんにお聞きをしたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

子供医療費の助成につきましては、子育て支援の中でも非常に重要なことというふうに認識はさせていただいております。本町におきましても順次、対象者の拡大をさせていただいたというところでございます。

今年度から、小学校4年生から6年生まで、これの対象者の拡大の分につきましては、地方創生先行型事業の交付金を充当するというところで実施をさせていただいているところでございます。今のところこの3学年分といいたいまいしょうか、その部分の決算見込みでございますと約570万円になるというふうに見込んでおるところでありまして、枠等も、この交付金につきましては5年間引き続き交付されるものであろうというふうにご考えておたわけでございますけれども、先行型、1年で打ち切りになるというふうにご連絡をいただいております。

そのような中で、この部分の負担が来年度以降、町の一般財源という形で出ていく、さらに拡大ということになりますと、その部分もまたふえていくというようなことでございますので、まことに厳しいところでございますけれども、次年度については据え置かせて

いただきたいというふうに考えているところでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

大変ご苦勞されているという点については、わからないでもありません。しかし、先ほど私が申し上げましたこれから頑張っただけでいこうという市も、同じように地方創生の先行分を充てていたけれど、上った階段を、はしごを外された、こういう自民党の悪しき地方創生の、その正体が見えてきたということはよくわかりました。わかるから苦勞はわかるんですけど、ほかの自治体だって同じような苦勞をしながらやっておられるんです。

岸和田市でお聞きしますと、予算の段階では9,000万ぐらい減るだろう、今の段階では4,500万ぐらい減らされるかもしれんという、いろんな情報が交錯しているというふうに聞かせていただきました。ひどいやっちゃなと心から思いますよ、自民党の政治は。

しかし、そんな中でもやっぱり地方自治体は、子供の医療費をしっかりと守って子育て支援していきたい、こういうことで頑張っておられるんですね。忠岡にもその努力をやっぱり私、求めたいと思うんです。財政が厳しいということであれば、常に私どもが指摘をさせていただいております高い委託事業の料金を見直す、入札制度の改善で最低制限価格を事前公表して料金を引き下げていく、急ぐ必要のない公共事業の縮小、先送り、こうしたことを具体的に手をつけていただく。手をつけていただいて、なおかつお金がないというふうな状況であれば、私たちはこんな言い方は議会ではしません。

現に、忠岡病院が閉鎖になるというときの財政状況はわかっておりますから、私どもはなかなか住民の要求があっても、ここで取り上げるということは控えていた時期があります。しかし、今はこうしたことがなぜできないのか、その上でお金がないというご返事でしたらわかるんですけどね。ちょっと違うと思っっているんです。

もう済んだことですけどね、クリーンセンターの破碎施設、何で1億3,500万円もかけてまっさらにせなあかんのですか。なぜ修理で対応できなかったのか。私どもはこのときからずっと言い続けています。やっぱり町の財政が限られているということは理解できます。その中で、本当にメスを入れるべきところは入れて、そして住民の期待に応じていく、これは忠岡町の方針でもあるわけですから、そうしたことがなぜできないのかというところで、今の原田公室長さんのお答えは、日ごろの理論聡明な方ではちょっと違うお答えになっているのではないかなというふうに思っっております。この点についてはいかがでございましょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

当然のことながら歳入歳出の改革はしてまいりたいというふうに考えております。今、子育て支援の中の子供医療費の助成の件を要望されているというところがございますけれども、本町といたしましてもこれ以外にも総合戦略の中で他の施策の創設等もございますので、そのあたりも同時に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

進めていきたいとおっしゃっても、何の保証もないわけですよ。例えば貝塚市は来年度からやるんじゃないんですね。29年ですから再来年です。それでも、ちゃんとやるというふうに目標を決めてしっかり取り組んではるんです。だから忠岡町は来年、財政厳しい。何ともならんというんであればいろんな選択肢があると思うんです。これまでだって年度当初からやらずに、10月からやって半年分のお金を浮かす、こういうふうないろんな手法を使ってこられました。だからいろんなやり方が考えられるというふうに思っております。

そこで、町長さんにお聞きをしたいんですが、私どもが議会の答弁で聞いていますのは、和泉市では市長さんは毎年改善していきたいと、こういうふうにお答えですから、毎年ですから、次の年度もいかれるんだろうというふうに思います。その泉北のほかの市の中でも、同じように担当部局と財政部局のせめぎ合いが行われているんだと、もうちょっとしたら形が見えてくるところもあるというふうに聞いています。

町長さんについては、来年秋が選挙です。町長さんの掲げられた公約をやっぴりぜひ実現をさせていただきたいというふうに強く願っておりますが、いかがでございましょうか。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

子供医療助成についてはやっていくという方向で、私どもは絶えず取り組んでいます。振り返ってみると階段が上がり過ぎているようにも思えるぐらい取り組んでいるわけですが、ご承知のように、先ほど来申し上げているように、またきょうも朝から議論をする中で諸要求がいっぱいある。こういうようなことを考えると来年度分は頭が痛くなります。そして、皆さん方に絶えず財政の見通しを立ててお示しをしているように、分析してきたように、当面の3年間、また3年以後の財政見通し、こういうものもしっかりと財政当局に考えさせていっているわけでございます。

また、皆さん方の私に対する激励もあって、急ぐものと4月からやらかなかんものと、こういうことについてはしっかりと私は運転したいと、こういうふうに思っております。子供・子育ては、あるいは教育、福祉の充実は、住環境、うちは一番ええと思っっているけれども、悪いという人がおるので、まあつながると思いますから、子供・子育てに中心を置きたい。教育環境もすばらしいという、そういうお話を聞いておりますのですが、やっぱり悪いと言う人もいてるので、その点を改革していきたいと、こういうふうに思うわけですから、医療助成についてはそんな優先順位の悪いものではないということを、過去の実績から信じていただけたらありがたいと、こういうふうに思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

町長には、先ほど公室長さんに申しあげましたけど、忠岡町の無駄といいますか、削れるところを削って、やっぱりそうした要求に応じて町政を進めていきたい、これは町長さんの願いとも合致するわけですから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、生活環境についてお聞きをいたします。

ごみの減量化は忠岡町の目標でもあります。おまけに搬入予定量を年間10%減らせれば町財政にもプラスの貢献をするわけですから、大いに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ところが、資料を見ますと、逆にごみは忠岡町ではふえてきているんですね。21年度は4,929トンであったものが、22年は5,066トン、23年は5,144トン、26年になりますと5,149トン、27年度の推計は5,227トン。まさにごみは減らずどころかふえ続けている、これが忠岡町のごみ減量化の現実です。忠岡町のごみを減らすための努力は一体どうなっているのか、お教えをいただきたいと思います。

具体的な問題でもお聞きします。1番目はごみの半分を占める水分を減らすことです。6月議会でも取り上げました。ピットの中で蒸発する分だけでも5%、271トンになると指摘をさせていただきました。これを住民とともに協力して意図的に取り組めば、大き

な効力が期待できます。

ところが、11月27日にモニタリング委員会がありまして、資料が出て驚きました。26年度、水分量、6月は43%、9月は46、12月は46、2月は48というふうには、ずっと半分を切ってきていただいたわけですが、27年度、6月は52%、9月はさらに54%、このようになっていました。

部長さんとお話ししたときには、「前からネットの水切りなどを考えている」、こういうお話も聞かしていただいております。お話も聞かしていただいているんですけど、前回の答弁で「水切りにシフトしていきたい」、このように部長さんが答えていただいたのに、6月は別にしても9月はなぜそれがふえるんか。やりたいと言うてることと逆の答えが出ている、この問題点についてまずお答えをいただきたいと思います。

2点あります。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

当然私、以前からいわゆるごみの減量については、水分の問題は考えております。ただ今回、今議員さんのほうから言われましたいわゆるモニタリングの資料につきましては、サンプリングの問題も多少考えられます。現状入ってくるトラックを全てあけるわけやなしに、ピットに入っている部分の中から、そういうふうな成分を部分的につかんだ部分での統計になっておりますので、それについて多少のずれはあるかと思われませんが、確かに忠岡町のごみについては水分が多いというふうに自分も考えております。

また、どの文献を読みましても、いわゆる生ごみの重量の約80%は水分で占められており、そのまま排出されますと、それをスケールでうちのをはかり、家庭から出てくるごみの水分が多いという結果になっております。それで当然、我々も水切りをすることがごみ減量化に対する大きな目標であり、水切りをすることが先ほどから言われている10%のほうにつなげていく施策の中と考えておりますので、町におきましてはホームページ、広報など啓発活動を行っておりますが、現状は先ほど議員さんのほうからのご指摘のとおり、なかなか水分というのは目に見えては減ってきておりません。今後につきましては当然検証に入りたいということで、実際に水切りの器具等を利用し住民の方に使っていただき、モニターを公募しアンケートなどでもっともっときめ細かく減量の効果などを検証していき、これを新年度において実施したいと考えておりますので、どうぞよろしく水分についてはお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

まず最初の、ごみがふえ続けているというところのお答えはありませんでしたけど、ちょっと時間がないんでね。今、モニターを使って水切りを進めていく、これは確実に早くしてくださいね。でないと、どんどんごみが忠岡はふえ続けているんですから、これはやっぱり減らしていく、このことでやっぱり最重点の問題をしっかりと取り上げてしていただきたいと思っているんです。でないと、これ以上またごみがふえたら、10%減るところか10%ふえるようになってしまいますよ。大変なことだと思いますんで、ぜひ取り組み、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目は、クリーンセンターでのごみの焼却を実態に合わせるということです。現在プラスチックは住民の協力も得て分別を始めました。予想を上回って半期で60トン、年間120トンぐらいに達する勢いです。もちろん分別したその他プラは町外に搬送されています。しかし、クリーンセンターではこの120トン分を焼却したものとしてカウントして、焼却予定量に入れられています。これではその他プラ分別の努力、これはまさに灰ではないですけど、灰塵に帰してしまう、こういう状態になっているんですね。

この可燃割合という方式、協議会の長期包括の審議で、我が党の議員も入っておりましたが、聞いたことはなかった。なかったことが後で覚書として契約に入ってきて、それも後日に報告された、こういういわくつきのものです。ですから、これはちゃんとしていただかんことにはあかんと思っています。

ましてや、一昨日の全員協議会でも問題になった汚泥の焼却も同様に扱われるということになったら、矛盾の上に矛盾がまだ重なるんです。これはますます広がらんようにちゃんとしていただく、交渉していただくということを半年前に申し上げました。今どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

議員仰せのとおり、当町におきましては平成26年の10月から、住民皆様のご協力を得て、その他プラスチックの分別収集をさせていただき、先ほど議員さんのほうから報告ありましたように、去年の実績が6カ月間でおおむね60トンを集集し、当然ごみの焼却の部分からは、議員さんのおっしゃるとおり取り除いているのが現状でございます。

ただ、以前からお願いしておりますように、この長期包括の契約につきましては、平成20年に結んだ契約をもとに現状、我々は委託業者と今精算の時期に当たり、これらを協

議はさせていただいております。現状につきまして、今年度につきましては進展がなかったということで、精算の対象からは外し、従来どおりの決算となっております。これにつきましては、引き続き相手方と次年度におきましても交渉を重ねてまいりますということで、よろしくご理解のほどお願いいたします

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

半年前から話ししていただいて、今はどうなのかということをお聞きさせてもらったんです。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

現状は以前のままでございます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

はい。高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

これは強く取り組んでいただかんことにはね、業者がそれでもうけが減るといふようなことだけでこの問題をやっぱり扱ってもらったら困ると思うんです。忠岡町の分別収集の努力が消えてしまうわけですから。これは幾ら相手のあることであっても、どちらに理があるのか、当たり前のことやと思いますが、ちゃんと考えてしていただきたいというふうに思います。もう少しお聞きしたいんですが、時間がないので、これは部長さん、よろしくお願ひいたします。

最後にまちづくりで、住宅リフォーム制度の実施についてお聞きをさせていただきます。

水洗化の向上や耐震化の工事にも活用でき、地域の水道事業所や大工さんなどに仕事が回り、町内の消費喚起にもつながる住宅リフォーム制度の実現を求め続けてきました。しかし、先日のご説明で、実際に浮上してきたのは子育て世代、3世代同居世帯のみを対象とした施策でありました。これで本当に我々が願ひしていたような地域の消費喚起であるとか、住民の暮らしや業者のお役に立つというふうな仕事になるのでしょうかという

ころが、一番の課題なんです。

私は先行している岸和田市を見てきました。4月から実施ですから、12月の時点で住宅の購入というのは10件あったそうです。しかし、住宅リフォームはたったの2件です。20万都市で2件なんですよ。

それで、本町の計画、転入で6件を見込んでおられますが、これで本当に大丈夫なのかなというふうに心配しています。子育て世代、3世代世帯というふうに対象と条件を非常に絞り込んで設定をされておられます。この住宅リフォーム制度は、そしたら本当にお役に立つぐらい広がるのかというところが一番の問題なんですよ。

私、9月の議会で取り上げました熊本県の益城町、ここではそうした制限は設けておりません。その結果、7月に始まったんです。ことしの7月ですね。7月に始まったにもかかわらず、現在は81件、もう既にやられているんですね。制限を設けなければ、これほど皆さんの願いに応じて、町が投資した費用の10倍、20倍の経済効果が出ているんだということが明らかになっているんですね。これこそ住民の願いに沿った施策だというふうに私どもは思っております。ぜひお考えをいただきたいと思いますが、担当部長さん、現状と、それはこれでどうされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の住宅リフォームの助成制度につきましては、高迫議員から何度もご要望をいただいていたところでございます。今回、この住宅リフォーム助成制度の案につきましては、先ほど来出ております本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略案」の施策展開の基本的な考え方といたしまして、総合戦略の対象期間の5年間におきましては子育て世代をターゲットに、この世代が魅力を感じるまちづくりを第1の目標とし、また、重点目標として掲げており、これらの目標に沿った各種施策を実施していくこととしております。

このようなことから、議員おっしゃる消費喚起ではなく、このたびのリフォーム助成制度につきましても、町全体の方針として子育て世帯等に重点を置いた形での助成制度として、総合戦略のメニューの中に新たに取り入れさせていただいたものでございます。現状は今そうなっております。

議員おっしゃるように、対象を広げることによりまして消費喚起のほうは拡大されるということは認識はしておりますが、今回につきましては先ほど申し上げましたように、子育て世帯へターゲットを絞った形で、国から採択されれば実施をしてまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

見通しということでお聞きしたんですが、何件ぐらいしたいというふうなお答えが、ありませんでした。

それで、対象を絞り込む必要が何であるのかということですよ。対象を絞らなければ、その中には子育て世代を応援することもできるわけですから、もっと広く考えていただきたいんです。例えば熊取町なんかね、これは11月時点で66件やられているんです。泉大津市は10月の28日で申し込みを打ち切ったらしいです。51件でふえてきたんで。やっぱり住民の願いに応えるというのはこういう施策だというふうに思うんですよ。岸和田市のように2件しかなかったなどというふうな結果を出さないためには、対象を必要以上に絞り込んだら駄目ですよと、もう少し柔軟な姿勢でこの住宅リフォーム制度を臨んでいただけないかということですが、いかがでございましょうか。

議長（前田 弘議長）

答弁をもって終結いたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

どうぞ。藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

先ほども申し上げましたように、今回につきましては子育て世帯に的を絞った形で実施をしていきたいと考えております。また今後、この施策を国から採択され、実施していくに当たりまして、申請等の状況や効果の状況を見る中で、また今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第5「認定第1号 平成26年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について」、並びに「認定第2号 平成26年度忠岡町水道事業会計決算認定について」、以上2件一括して議題といたします。

本件は、去る9月10日開会の第3回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付

託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、委員長 河野隆子委員長に、審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

決算審査特別委員会委員長（河野 隆子議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成27年9月10日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました平成26年度忠岡町一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、10月21日から23日までの3日間にわたり、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計並びに企業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、北村孝委員、三宅良矢委員、藤田茂委員、和田善臣委員、高迫千代司委員と私、河野隆子出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

財政課より平成26年度の一般会計の決算状況について説明がありました。経常収支比率は113.3%で、前年度と比べて9ポイント悪化しており、平成14年度以降、13年連続して100%を超えており、現状のままでは社会経済や行政需要の変化に対応した住民サービスを提供することが困難な状況とのことであります。

悪化の要因は、経常収支比率の算定式の分子となる経常経費充当一般財源が主に物件費の増加により総額が膨らんだことと、分母となる経常一般財源等収入の普通交付税が減少したことによるものであるとのことであります。

また、平成26年度の決算収支については、実質収支額は370万円となり、5年連続の黒字となっているが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2億4,393万円のマイナスとなっている。

この主な要因は、歳入において府支出金で中学校給食棟整備事業等により1億2,000万円の増となるも、地方交付税が前年度と比べ8,600万円の減、国庫支出金が地域の元気臨時交付金や学校耐震化事業の減少により4億2,300万円の減、地方債が学校耐震化事業の完了により3億9,600万円の減となるなどで、歳入全体では、前年度比

5億4,400万円の減となっている。

一方、歳出では扶助費と公債費が増となるも投資的経費が学校耐震化工事の完了などにより2億200万円の減となり、公共施設整備基金積立金が2億4,700万円減少するなど、歳出全体で前年度比3億7,300万円の減となっている。

以上のように歳入及び歳出ともに前年度に比べ、大幅な減となりましたが、地方交付税等の一般財源収入の減が大きかったため、財源不足が生じ、財政調整基金を取り崩し、収支調整を行ったとの説明でありました。

続いて10カ年の財政収支見通しについて、予算委員会において示された「本年3月作成の見通しの時点修正の内容」を基本に説明がありました。

前回、3月時点では平成29年度で財政調整基金が底をつき、平成30年度までの2カ年は赤字決算となる見込みでありましたが、今回の時点修正において27年度の普通交付税が既に本算定により交付額が確定していることから置き換えることで約9,000万円、収支が改善され、30年度のみ赤字が見込まれるとのことでありました。

また、歳出において、団塊世代の職員の退職に伴う事務の滞りを防ぐために26年度から35年度まで、再任用職員の人件費を見込んで計上していることと27年度からは国の地域手当見直しに伴う人件費の増についても見込んでいるとの説明がありました。

次に今後の健全化判断比率については、いずれの指標も基準を超えることは無いとのことで、本町で最も気になる実質公債費比率は、20%を超えない見通しであるとの説明でありました。

その後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の詳しい内容につきましては、お手元に配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

討論で各委員から出されました意見と要望であります。まず、高迫千代司委員は、忠岡町の2014年度決算について、日本共産党議員団の意見を申し上げます。この年度は、安倍内閣が発足後、2回目の予算であり、国民の暮らしに大きな打撃となった消費税8%への増税が強行された上、社会保障も削減される一方で、大企業減税や軍拡推進など国民犠牲の安倍暴走政治が推し進められました。

安倍政治は、私どもが予算案に対する意見で申し上げたとおりの状況になりました。

まず、昨年4月からの消費税8%への増税が強行された影響は、政府の「想定」をはるかに超える深刻なものとなりました。昨年4月以降の消費者物価指数は、対前年度比3.1%の上昇となりました。働く人たちの実質賃金は2014年度末(3月)の時点でも、前年度同月比23カ月連続マイナスとなってしまいました。総務省の家計調査でも、消費税増税後の家計消費支出は、前回の増税時に比べても大きく落ち込んでいます。2014年度の国内総生産の実質成長率が、政府の見通しではプラス1.4%でしたが、マイナス0.5%に見直しをすることになり、政府の甘い「想定」は、全くの大外れとなりました。

た。

昨年末の日本銀行の「生活意識アンケート」調査結果でも、「生活にゆとりがなくなってきた」という人が2年ぶりに過半数を超え、「1年前と比べて景気が悪くなった」という人が4割近くに上っています。アベノミクスの恩恵を受けたのは、やはり大企業や一部富裕層、また外国人投資家であり、国民には苦しみを強いるものでしかなく、格差をますます広げるものでしかありませんでした。

この年度の6月に「骨太方針2014」が示され、「社会保障給付について、いわゆる自然増も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく」と述べられてあるように、国民生活には大ナタが振るわれました。物価は上昇しているのに年金給付は実質目減りし、70歳になる人の医療費窓口負担がこれまで1割だったものが2割に引き上げられる改悪が行われた年でした。生活保護の扶助費も2013年から3年かけて段階的に削減がされています。

さらに、大阪は、橋下「維新」府政の下、他の都道府県に比べ、暮らしと経済の落ち込みが大きいという、国と府の二重の悪政の影響を受けていると言わねばなりません。このような状況のもと、執行された本町の2014年度の決算であります。

一般会計では、歳入不足で財政調整基金を取り崩し、実質収支は370万円ですが、単年度収支は2億4,390万円の赤字となっています。こうした中で私たちは、住民の目線でこの決算をチェックをさせていただきました。

まず指摘をさせていただきますのは、入札制度の改善です。特定の業者などがいかにも最低制限価格を知り得ていたような入札で仕事を請け負っていましたが、その後は99.57%という、90%台後半の高値で落札をするという事態になってきています。また、業者選定委員会の改善と透明性もあわせて強く求めて、この分野では住民の立場に立って改善を求めるものです。

高い国民健康保険料や介護保険料の引き下げも、一般会計からの繰り入れも含め真剣に取り組んでいただきたいと思います。

水道事業は若干の赤字ですが、内容は健全であり、高い水道料金を引き下げ、住民に還元をしていただきたいと思います。

中止されている温水プールはちゃんと点検をしながら、早期に再開をしていただくように求めます。

何よりも忠岡町の住民は、大阪府下で40番目、下から2番目の少ない収入で生活をしているという実態があります。

こういう厳しい状況の中であって、忠岡町も、厳しい財政状況のもとでも住民のための施策もちゃんと行われています。

南海トラフの大災害が30年以内に8割の確率で起こると言われており、そうした中で防災計画をつくり、住民のいざというときの体制づくりや訓練も始められています。さら

に強めていただくように求めます。

庁舎と消防署には防災無線のデジタル化に努められましたが、消防署では安く上げるために指令台の部分は外して、創意と工夫を生かしてちゃんと対応できるようにされています。

その他プラスチックの分別収集は半期で60トン、雑紙が1年で13トンという数字と比べても10倍もの違いが量として集められており、住民の負担軽減になっています。さらには、長期包括のJVとの交渉で、この部分を外せば町に400万から500万円のお金が戻ってきます。燃やしてごみにするよりも資源としてちゃんと生かしていく、そうした分別収集はさらに進めていただきたいと思います。

中学校給食の実現はいち早く自校方式で取り組まれました。本年9月からの実施は、大変子供たちからも喜びの声を聞く状態になっています。

忠中の3年生の教室にエアコンが設置されました。補正予算では忠岡小学校のエアコン設置の設計委託料も計上されました。国の都合で27年度、設置工事には至りませんでした。この設計委託は28年度にもそのまま生きているとお伺いをいたしました。

東小学校では、留守家庭児童学級が簡易ではなく、恒常的な施設として整備されました。

中小企業の利子補給制度、また子供たちの安全・安心のために、青パトの運行、幼稚園、保育所、小学校の門前に受付員を配置する事業も継続をされています。

また審議の中で、介護保険制度の改悪で要支援1、2の方を外すこととなりますが、第6期の29年も財源を確保し、今までどおりのサービス水準を確保するとの答弁もございました。

以上の点を踏まえて、私たちは本決算を認定をしたいというふうに思います。以上です。

次に藤田茂委員は、平成26年度決算を申し上げます。一般会計、特別会計及び企業会計決算について意見を申し上げます。

平成26年度の一般会計決算は、369万7,000円の黒字が生じたとのことですが、前年度繰越金などを省くと、単年度では約2億4,000万の赤字となっております。これは、歳出において学校耐震化事業の完了により投資的経費が減となったものの、歳入において地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に減少したことにより、収支が悪化したものであります。

財政当局の資料によりますと、一般財源収入全体の約4割を地方交付税に依存している状況にあり、今後、公債費の増に加えて国勢調査人口の減少が見込まれることで地方交付税が大幅に減少し、さらなる収支の悪化は避けられないのが実情であります。

よって、財政健全化策に努めていただくとともに、新たな事業の執行には十分な財源の見通しをもって臨んでいただきたいと思います。

また、特別会計や水道企業会計も、安定した運営を図るため、引き続き歳入の確保に努めていただきたいと思います。

以上、平成26年度決算は、各会計ともに認定させていただきます。

次に、和田善臣委員は、第2次安倍政権は、経済政策を一番の柱としてスタートしました。いわゆるアベノミクスの三本の矢、金融緩和、財政出動、成長戦略というものです。大胆な金融緩和により円安を生み、輸出関連企業の利益を生み出しました。それに伴い日経平均も倍近くまで押し上げました。

しかしながら、実体経済はほとんど伸びていない。好況とはほど遠い状態が続いています。日銀の黒田総裁の掲げているデフレ脱却も、原油安の影響もあり、目標の物価上昇率の2%の達成も困難さを感じています。

過去をひもといても、金融緩和でデフレ不況から脱した歴史はないことから、一層不透明さが増してきます。

そのような状況下、今後、本町においても税収の減、また地方交付税も減額傾向が顕著になってくるように考えているところです。

そのような中での26年度決算でありましたが、長年の懸案であった小・中学校の耐震化、また中学校給食も実施されるなど、非常にタイトな財政状況にもかかわらず、これら次代を担う子供たちのための教育の分野では非常に頑張っていたと感じているところでございます。

その中で、補助金に関し疑問も一部ありましたが、単年度収支は2億4,393万4,000円の赤字ではありますが、財政調整基金からの繰り入れなどで、実質収支369万7,000円の黒字となっております。したがって、これからも緊縮財政が継続することが当然求められると考えているところです。町長また職員皆様にはご苦勞をおかけしますが、今後も財政健全化に向け力を傾注願いたいと思います。

以上、27年度以降も頑張ってくださいことを強くお願いし、本26年度決算については承認させていただきます。以上です。

三宅良矢副委員長は、平成26年度決算について意見を申し上げます。

まず忠岡を我がこと、私ごと、そして我が家族と同じように捉えて職務に当たっていただきたい。今の町のあるべき姿、あるべき必要な形を一言で当てはめると「推壊」とあらわせるのがぴったりかなと思っております。道徳教育にも出てきます二宮尊徳公のお言葉でもあります。よく似た言葉であれば小泉元総理が「米百俵」の精神と上杉鷹山の考えをつなげて、今の状況を先送りするのではなく、次の世代へつなぐバトンタッチをどのように進めていくかという大局性、及びそのためまず何をするのかという具体性を一致させ、今後とも進めていただきたいと思います。

この決算委員会で、町長のお言葉で私が一番いいなと思った言葉が、「持続可能のためみんなに辛抱してもらいたい」という一言をしっかりと記憶しております。みんなとはも

ちろん町民だけでなく職員、そしてまた我々議員も当然含まれ、そのための協力は惜しむことはありません。

本気となってやらざるを得ないときまで引っ張って変わらざるを得ないのでなく、後へつなげるための今の覚悟として、財政のみならず時代に合わせた柔軟な町政として徹底を約束いただけるとのことを期待して、平成26年度の本決算を認定いたします。以上です。

次に北村孝委員は、平成26年度忠岡町一般会計、各特別会計決算の、公明党を代表して意見を申し上げます。

金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」、いわゆるアベノミクスの一体的な推進により、企業に景況感が広がり、明るい兆しが見えてきたような年であったように思います。

しかしながら、自治体において歳入の根幹を成す税収の伸びは思わしくなく、町税全体で200万円の増である。背景には消費税の引き上げもあり、委託料などの物件費が増額するなど、厳しい決算内容であり、財政調整基金等の取り崩しを行って、収支調整したとのことでもあります。

しかしながら、総合福祉センター事業、その他プラスチック製容器の分別収集、府内で初めての取り組みとなる高石市との共同での自治体クラウド方式による住民情報システムが本格稼働をし、これにより運用経費の削減、大規模災害のデータのバックアップ体制や業務の継続性が確保されるなどの取り組みを評価し、本決算を認定いたします。

その上で、財政当局からの説明からも平成28年、29年ぐらいまで公債費の償還が影響し厳しい状況が続くとのことであり、引き続き財政健全化に努められるよう鋭意努力されることに期待をいたしますとの意見でございました。

本特別委員会としては、平成26年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、一括採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中でありますが、理事者におかれましては、指摘事項等を十二分に踏まえ、本町財政の効率的運用を図りながら、財政健全化に向けてより一層取り組みを強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、あわせて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成27年12月11日

決算審査特別委員会委員長 河野 隆子

以上です。

議長（前田 弘議長）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより日程第5 認定第1号 平成26年度忠岡町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 平成26年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して採決いたします。

委員長報告どおり認定することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご異議ないものと認め、本件は、決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第6 議案第52号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第52号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、四條畷市、太子町、千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第52号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第7 議案第53号「泉北環境整備施設組合と忠岡町とのし尿及び浄化槽汚泥処理事務の委託に関する協議について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第53号 泉北環境整備施設組合と忠岡町とのし尿及び浄化槽汚泥処理事務の委託に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、平成28年6月1日から、本町で行っている、し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部を泉北環境整備施設組合に委託することについて、同組合との協議により規約を定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第53号 泉北環境整備施設組合と忠岡町とのし尿及び浄化槽汚泥処理事務の委託に関する協議について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第8 議案第54号「公の施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

「忠岡町高月コミュニティ・センター」及び「忠岡町北区集会所」ほか7地区の集会所の施設につきましては、現在、各地区の自治振興協議会と基本協定を締結し、施設の管理運営が行われておりますが、平成28年3月31日をもって指定期間が満了することから、これまでの施設の利用状況や管理運営等の実績を踏まえ、同年4月1日から向こう5年間、当該自治振興協議会を当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について、採決いたします。
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。14時55分から再開いたします。

（「午後2時41分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後2時55分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

日程第9 議案第55号「公の施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

「忠岡町総合福祉センター」及び「東忠岡老人いこいの家」につきましては、現在、社会福祉法人忠岡町社会福祉協議会と基本協定を締結し、施設の管理運営が行われておりますが、平成28年3月31日をもって指定期間が満了することから、これまでの施設の利用状況や管理運営の実績等を踏まえ、同年4月1日から向こう5年間、当該社会福祉協議会を当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

3点お聞きいたします。

まず1つは、これまでの5年間、指定管理をしてきたこの社会福祉協議会、その評価ですね。福祉センターと憩いの家の指定管理をしてきた評価を、協定を締結する前に評価マニュアルを公表していただいて、評価をされること、それとあと、それは議会に報告をしていただけますでしょうか。それが1点目です。

2点目は、第三者評価についてです。地方自治法第244条の2の10項に「実地の調査も行い」ということに基づいて、どこでもモニタリングをされていますけれども、本町はこの指定管理業務に関するこの福祉センターの仕様書に、運営協議会の設置というのが第7にあります。忠岡町総合福祉センターの適正な事業運営を図るため忠岡町に運営協議会の設置をするものとする、こういったところなどでモニタリングなり第三者の評価をされるか、されるお考えはないか。

それと3つ目は、これも忠岡町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例と、あと地方自治法第244条の2の10項にありますように、実地調査をし、というと

ころがございますので、この実地に調査をする、例えばアンケートなどして住民の声を直接、社会福祉協議会や忠岡町も業者が実地に調査をされると、声を広く聞かれることについてはどのようにお考えでしょうか。

3点お答えをいただきたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

まず1点目でございますが、事業の実施に関する評価につきましては、事業実施評価方法につきまして評価項目や評価基準を確定し、指定管理者にその評価基準を伝え、評価の実施を行う予定でございます。評価の公表につきましては、集計次第、議会のほうにご報告申し上げます。

2点目の第三者評価につきましては、評価した内容につきまして施設運営協議会におきまして提示し、情報交換や業務の調整を図ってまいりたいと考えております。

3点目の施設利用者への実地調査についてでございますが、今まで利用者に対するアンケート調査等を実施しておりませんでした。今後におきましては他市町村の事例を調査して、アンケート調査の実施にまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝綾子議員）

わかりました。1点目の評価の公表については、協定を締結する前ということのほうが普通であります。実施の時期については、公表の時期ですね、評価の公表の時期については協定の前でしょうか。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

評価につきましては今現在作業中ございまして、年度終わりましたら早速評価しまして、その後まとめ次第議会のほうに報告させていただくという手はずに考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝綾子議員）

評価をした上での協定のほうが有効な協定が結べると思うんですけども、それは普通、評価をした上で再度、また5年間の協定を結ぶというのが本来の手順ではないかと思いますが。5年間の複数年ね、5年間の評価ということですから、単年度の評価でしたら年度が終わらないとできないとは思いますが、5年間ということであれば4年数カ月間の評価でも構いませんし、それはやっぱり協定を結ぶ前のほうが有効な話し合いが、どこが問題があってということで、協定の中身にも反映できるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

おっしゃるとおりでございます。評価につきましては行っておりませんでした。今後ご指摘いただいたことに対しまして、早急に評価の基準を定めまして実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

是枝議員、よろしいですか。

5番（是枝綾子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

9 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

はい、どうぞ。和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

反対の討論でございます。9 番、和田でございます。議長のお許しをいただき、本議案に対する反対の討論を行います。

一昨日、12月9日だったんですが、その全員協議会で忠岡町総合福祉センター及び老人いこいの家の指定管理者の募集要項（案）ですね、並びに受託事業者計画案等を資料としていただきました。帰宅後それに目を通したところ、特に前者の募集要項を見ると、申請できる事業者の資格は、①として社会福祉法人で、高齢者、障害者、母子福祉を対象とする社会福祉活動などを行っている実績がある団体とする。②番目として、町内に事業所を有するなど休日、夜間また自然災害時など迅速に対応できる団体であるとなっていました。この2点からも、忠岡町社会福祉協議会ありきで要項を作成されたことが色濃く出ております。

一夜明けて昨日、その点を担当部署に個人的に質問したところ、この募集要項による公募はしていないとのことで、入札はおろか、複数事業者からの見積もりも徴していないことが明らかになりました。これはどういうわけか、全く理解できません。

言うまでもなく国及び地方公共団体が行う契約は、入札によることが原則であり、随意契約は法令の規定によって認められた場合のみ行うことができることになっています。本件の場合それらに該当する項目はなく、加えて本議案のような業務委託に関する契約は、町条例にも随意契約が認められるのは50万円以下と記述されています。

社会福祉協議会は非常に公共性が強く、本町と共同で高レベルかつ緻密な事業を展開する重要なパートナーであることは、常日ごろから認識しているところです。

また、10月21日から23日の決算委員会での町長のご挨拶の中でも「社協は守らないといけない」と、繰り返しその重要性を挙げられたのも十分理解しております。また、他の自治体でもその公共性、重要性を認め、他の団体とは一線を画しているのも承知しているところではありますが、さきに述べたような経過では随意契約による契約の正当性はとても肯定できるものではありません。

加えて、新たに備品、用具も購入する必要もない中で、契約期間を5年と長期にわたっていることも理解できません。

言うまでもなく、「守る」と「甘やかす」とは全然違います。例えば、昨年完成を見た総合福祉センターの平面図にも、総合福祉センター事務所と記載すべきところを社会福祉協議会事務所と書かれていました。もし将来他の事業者が指定管理者をするなど状況が変われば、社協の事務所はどうなるのでしょうか。この1点を見ても本町の社協に対する曖

味さが感じられるところです。

また、忠岡町総合福祉センターの指定管理者の募集要項（案）ですが、その中でクラブ等利用状況が記載されていますが、向かいの文化会館と種目が重なったクラブが多く見受けられ、同じ敷地内のようなところに2つも公の建物がある弱点を露呈しています。このようなことから、40年前につくられた条例を改正し、総合福祉センターにふさわしい講座あるいはクラブを立ち上げるような方向性を見出してほしいと思います。

一方、国政に目を向けてもアベノミクスが成功するか否かはいまだ不透明です。むしろ日銀が異次元の金融緩和、それはイコール大量の国債を買い支えているということになるんですけども、それにもかかわらずデフレ不況脱却の目標としている2%の消費者物価上昇も先延ばしの繰り返しであります。その現実を見せられると不安が一層大きくなってきます。加えて、大きな円安にもかかわらず輸出関連企業の一角である複数の大手家電メーカーの凋落ぶりも、不安材料で市況判断も改善できておりません。

また、安保法制についてもパリ同時多発テロを受け、今後どのように対応するのか、その他、沖縄基地問題、環太平洋パートナーシップ大筋合意の問題、1億総活躍社会の実現、これについてはGDP600兆円、出生率1.8、介護離職者ゼロを目標としております。これの具体策があるのか、あるいは法人税減額で財政再建は可能か、また尖閣諸島、竹島、北方領土等、国が抱えている難問が山積しているような状況下にあることを忘れてはなりません。

このような中で、本町を取り巻く環境も決して楽観できません。29年度にはシビックセンターの償還は終わることを考慮しても、税収の減、交付税の減、また約1年半後、消費税10%が実施されましたらどのくらい影響があるのか。しかも、きょう現在では生鮮食品に加え加工食品まで軽減税率を適用するというややこしい展開になっております。そうなればその影響額は1兆円になると言われております。

これらを踏まえ、今後も将来にわたり忠岡町社会福祉協議会に現在のような、例えば平成26年度決算で経常経費補助金2,398万4,323円を交付できるか。また、ことしの4月、どのような事情でかは確認はできていませんが、従来臨時職員であった55歳の方が正職として採用されています。それにより町の財政に与える影響が300万程度と確認しております。これも町職員の正、非正規の比率から考えると理解できません。

また、収入のもう一つの柱である大阪府や本町の委託事業は、26年度決算で2,987万8,672円となっており、委託事業についても将来の継続に懸念を持っているところです。

今後は、社会福祉協議会も事業収入や介護保険事業収入も視野に入れ、事業体質の改善、またなお一層の向上も目指してほしいと願っております。

また、現在6人の正職員と1名のアルバイト職員がいますが、本町のいきがい支援課、特に地域包括センターと連絡を密にするに当たり、人事交流も視野に入れるなど、職員の

再構築の意味での機構改革もすべき課題と考えているところです。

私は補助金を交付するということが、その社協を守る方法とは考えておりません。現在の理事、評議員、また地域の賛助会員の方々など立派な組織となっております。そのような組織を守り、そして継続しながら、さきにも言ったとおり町としていま一度、忠岡町社会福祉協議会のあり方を、またさらなる成長を考えていただきたいと強く願っています。

今、その作業をしなければ、大きなエネルギーを費やし、苦勞を重ね、先人から引き継いでまいりました忠岡町社会福祉協議会を、近い将来、大きな苦境に追いやることになるという可能性もつけ加え、私の反対討論といたします。

皆様にはご清聴を感謝申し上げます。ありがとうございました。以上です。

議長（前田 弘議長）

他に、討論ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

議案第55号の「公の施設の指定管理者の指定について」に対しまして、反対の立場で討論を述べさせていただきます。

全体といたしまして、現状の社会福祉協議会の補助金に対する覚書及び年度協定での補助金交付が続いている以上は、社会福祉協議会以外に委託を行うと町財政のより多くの負担が短期的には見込まれることから、指定管理者としての契約先については、まず同意はできません。

ただ、その契約の有効年限といたしまして、5年という長期にわたる期間を公募せず、事実上の随意契約で進められることに対し、さも当然のごとく契約を遂行しようとする行政側の説明に対しても、あわせて納得ができない部分があるため、反対するわけでございます。

社会福祉協議会は誰のための機関でしょうか。町民全体の福祉の向上という視点で考えるのであれば、毎年内容が変わらない受託事業計画案、来年度に向けての展開性がまるで見受けられない事業報告並びに利用状況書類を見ていると、本来であればPDCMAサイクル、計画・実行・評価・モニタリング・アセスメントを一元的に行い、そこに外部チェックを加える。それを踏まえて行政より要求水準を提示するなどの、事業所としての住民に対して理解していただく当然の努力が、年間約4,800万円の税金を投資している現状を考えれば、足りていないと言わざるを得ません。

事実、コミュニティソーシャルワーカーの相談件数が、4年前の平成23年は500

件、年間を超えていましたが、平成25年度は75件、平成26年度は131件という状況にかかわらず、530万円の補助金は変わっていないという、それが何よりも証明しています。

今後、福祉センターの利用対象を、現在の福祉の観点でいえば全住民に広げるよう、条例改正から我々議員が努力することはもちろんのことですが、補助金を出している忠岡町もPDCMAサイクルに落とし込んだ報告書の要求や、抜本的な社協体制や補助金のあり方への提言が求められます。それを踏まえまして社会福祉協議会が、時代の変化が訪れたという意識に気づいていただき、内より組織のあり方を再構築すべきと行動することが不可欠であります。

具体的には社会福祉協議会への福祉、医療、商工会を初めとする外部の団体推薦理事や住民理事の公募などを取り入れる、運営評価によって社会福祉協議会の補助金に対するインセンティブ化などを導入し、内発的動機で行動に至らないのであれば、外発的動機によって促すことが、一部の住民から住民全体へのサービス向上、拡大につなげていくこととなります。

私自身も社会福祉士として福祉畑を歩んで、今に至っております。現在も社会福祉士会やケアマネ協会にて積極的に活動する中で、さまざまな専門家と意見を交換する中、（発言する者あり）申しわけないです。

議長（前田 弘議長）

続けてください。

7番（三宅 良矢議員）

はい。町長より「社会福祉協議会を育ててほしい」という力強い意見をいただいていることを勘案すれば、専門家として今ここで社会福祉協議会に厳しく提言することが何より育てる要因であると捉えています。

以上のことをもちまして、5年契約を当然として提示することが、「育てる」ということでなく「甘やかせる」材料でしかないことは、明らかであります。

また、現状では本町理事者側より、社会福祉協議会に対しての新たにチェック及び評価を締結する前に確約できない中でありますことから、本議案を可決することは住民全体の公益性を担保する状況でないことの理由をもって反対いたします。

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

他に、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

他にないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について、採決いたします。
原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(前田 弘議長)

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長(前田 弘議長)

日程第10 議案第56号「専決処分の承認を求めることについて(平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第1号))」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長: 議案朗読)

議長(前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 弘議長)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算でありまして、9月9日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算は第1号で、補正予算額は、234万5,000円、これを補正することにより、予算総額は11億4,719万8,000円となります。

歳入につきましては、第6款 諸収入におきまして、町有物件等保険金収入234万5,000円を計上、歳出につきましては、第3款 下水道管理費で、ポンプ場高圧ケーブル・高圧機器修繕料234万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長(前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第11 議案第57号「忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第57号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるとともに、特定個人情報の利用及び提供の制限等に関し忠岡町特定個人情報保護条例の特例を定めるため、条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本条例は、9月の議会でも随分論議をさせていただきましたマイナンバー法に基づいて、忠岡町が独自利用をしようというものでありますが、老人医療費、身体障害者及び知的障害者の医療費助成、子供の医療費助成、ひとり親家庭の医療費助成、私立幼稚園就園奨励金の補助金、児童手当、いわば住民の社会保障の分野でこうした問題がやられようとしているわけですが、協議会でもいろいろお聞かせをいただきました。

この際に、現在マイナンバー法については国民の中にさまざまな意見があります。数万人を超えるこの番号そのものを受け取りを拒否している人たちがおられます。そして、仮に番号を受け取ったとしても、こんな大事なものをその都度持って歩くのは危険だし、私たちはそういうことを記帳するつもりはない、こうお考えの皆さんがおられます。こうした方には忠岡町はどう対応されるのか、改めてお聞きをしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

ご質問の件でございますが、先般の委員会のほうでも答弁させていただいたところであると思いますが、窓口でいろんな各種申請を行う際にマイナンバーを書いていくということが、そういう場面があるかと思えます。一応、各届け出につきましては原則といたしま

して各個人番号を記載していただくというところでございます。万が一個人番号が記載されてないというふうなことをもって受理を拒否するとか、何か不都合があるとか、そういったことは一切ございませんので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

この件につきましては、内閣府、国税庁、厚労省など関係省庁は、「カードの取得は強制ではないし、取得しないことで罰則や不利益はない。そして番号がなくても書類は受理する。番号の記載がないことで罰則、不利益はない」、このように答えているわけですが、窓口で今心配されているのは国の指導で、窓口で自治体は、来られた方で番号の記載のない方には説得しなさいと、こういう指示が出ています。この説得というのはどれほどのものがやられるのか。

それから、本当に国の言うように不利益はないのか。その点についてももう一度お伺いしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

基本的には各申請書にマイナンバーを記載するようなどころがあるかと思えます。その点については、書かない場合についても特に不利益はないというのは先ほどの答弁のとおりでございますが、窓口で各担当者、また窓口担当者以外の職員につきましても、その住民さんに番号制度の趣旨ですとか目的を十分説明をさせていただいて、より多くの方にご理解いただけるように窓口の対応をしていきたいというふうに考えております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

私がお聞きしたい真意はわかっておられると思うんですが、度を越した強制が行われな
いか、この点が一番心配されるところです。嫌だなと思っても役場の公務員の方から
「必要なですよ。何とか書いてください」というようなことで強く説得されたら、中には断り切れない方もおります。これを強制というわけですが、そうしたことをされな

いのかどうか。

それともう一つは、そうした記録を取るような話が委員会でも出ておりました。本人に「なぜあなたは番号を書かないのか」というふうなことを書いて記録に残すというふうなことを、忠岡町は強制をすることがないのかどうか、その点もあわせてお聞きをしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

あくまでも番号制度への理解を深めるといいますか、そういった形で理解を求めるところでございますので、無理にそういったことを強く求めるとかいう部分ではございません。また窓口以外にも、これからも番号制度の啓発といいますか理解を求めるといった部分について、広報等を通じて住民さんにも啓発をしていきたいというところでございます。

以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

もう一つお答えいただけていません。記録の問題です。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

特に今記録していくとか、あるいは記録していかなきゃならないよというような国からの通知等はいただけておりませんので、今のところはそういったことは考えておりません。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

1 1 番 (高迫千代司議員)

議長。

議長 (前田 弘議長)

高迫議員。

1 1 番 (高迫千代司議員)

議案第 5 7 号、忠岡町行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、いわゆるマイナンバーの独自利用について意見を申し上げます。

国民一人一人に 1 2 桁の番号がつけられ、マイナンバーとして生涯使うという制度が、国民の十分な理解のない中で決められてしまいました。

9 月の議会のときにもこの導入の危険性についてはるる申し上げております。

現段階では税と社会保障、災害対策ですが、早速銀行口座・特定健診などに加え、本条例案のように自治体の他の機関との情報連携が可能になる。こうしたものが次々と決められてきています。その先にも新たなものを持ち込んでくるというのは、既に計画にあるとおりです。

個人の収入や財産、こうした情報を政府・自治体が把握して、徴税の強化、社会保障給付の削減をしやすくなることになります。

また、集積された個人情報は、行政だけではなく企業にも開放する、そうしたことでさまざまなビジネスチャンスを提供することになります。このことはマスコミでも当然のごとく語られております。1 兆円産業とか 2 兆円産業とか言われているわけで、新たな利権、IT の公共事業とも呼ばれているわけです。

そして、ありとあらゆる個人情報を一つの番号に結びつけて、国民の生活をまるごと管理・監視するということが、その本当の狙いです。

この個人の情報を本人がコントロールできない人権侵害であり、憲法違反とも言えるもので、今全国で一斉に訴訟が行われ、弁護士や住民ら 1 5 6 人が国を相手にマイナンバーの利用停止、削減などを求めて、全国 5 つの地方裁判所で一斉に行われています。そのことは皆さん既にご承知のとおりだと思います。

そして、何よりもマイナンバー自身を国民がどう思っているのかという点で、最新の世論調査であります、日本テレビというところでは反対だという方が 5 6. 5 %、賛成で

はなしにね、この取り方はおかしいんですが、やむを得ない、こういう方が34.3%になりました。これそのままでは、本来やむを得ないという人がふえても当たり前のような誘導の世論調査のやり方ですけど、それでも反対が56.5%あるんです。

NHKでは評価せずが63%、評価するが28%、まさにマイナンバーに関する国民の意思ははっきりとここに出ていると思うんです。おまけにソフトの問題、それを扱う人の問題、セキュリティの不備による情報漏洩は、現在でも後を絶ちません。

本来はこうした問題、100%漏洩を防ぐ完全なシステムの構築というのは不可能なんです。新しいものをつくれれば世界的なハッカーがまたそれを上回るものをつくって忍び込んでくる。これはもう今世界の常識ですから、そうした危険なものです。それも、ただ自然に漏れるんではありません。意図的に情報を盗んだり売ったりする人間がいるからこうしたことが起こります。そして、一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつきません。情報は収集されればされるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるというものです。

国では現段階では対策が不十分だというふうに言っているところの主要な部分が、自治体と民間企業、それも大きなところではなしに小さな民間企業です。ここでも全ての従業員や家族もマイナンバーを扱うことになります。こうしたところからの情報流出の危険性というのは非常に高いと言わざるを得ません。

情報漏洩や成り済ましは世界でも大きな被害が問題になり、今は韓国とスウェーデンを除いて、こんな一律の共通番号なんてやっている国はないんです。それを、日本がなぜここまで踏み込むのかというのは、先ほど狙いのところで申し上げたとおりですが、国民にとってはまさに百害あって、一利があるかないか知りませんが、本当に利のないものです。こんな問題の多いマイナンバー制度に町独自の個人情報をつなげることは、危険をより一層拡大させることにほかなりません。

そうした本条例の制定には賛成することができないということを上申しあげまして、反対の討論とさせていただきます。

議長（前田 弘議長）

他に、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

他にないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第57号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第57号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (前田 弘議長)

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長 (前田 弘議長)

日程第12 議案第58号「町税条例の一部改正について」を、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第58号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の改正により、法人町民税の均等割の税率区分の見直しが行われたことに伴い、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合においては、その合計額を課税標準とすることとされたことから、法人税割の税率に係る資本金等の額についても同様に扱うこと、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、申請または申し出にかかる申告等事項に個人番号または法人番号を追加するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本件にもマイナンバーを独自利用していく、こうした内容が含まれております。したがって、趣旨は先ほどの内容で認めることはできません。

以上です。

議長（前田 弘議長）

他に、ございませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

他にないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第58号 町税条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第58号 町税条例の一部改正について、賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第13 議案第59号「忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第59号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布により、忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例において、申請事項に氏名、住所のほか個人番号を追加するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

これもマイナンバーの記入を求める条例ということなのですが、これも委員会協議会でお聞きしましたら、これは国保料と介護保険料の、忠岡町独自で猶予の申請、減免の申請を受け付けて忠岡町の判断ですのもので、国の判断ですのものでないということ、そういうお答えでありました。ですから、申請は個人番号を申請書に書かなくても受け付けもしますし審査もして決定もできると、不利益な扱いはいたしませんということでありました。間違いございませんでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

間違いございません。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

ということは、今までもしていた事務でございますので、個人番号がなくとも、預貯金の通帳のコピーを持ってこさせたりとか、またそういう所得の状況とかは調べたりということは今までもして、審査をされていらしたので、特にマイナンバーを使って調べなくても把握ができるということでもありますから、事務が迅速にできるということのために出すという条例であるということでもあります。ですから、そうですね、事務が迅速にできるためにするということになりますね、目的は。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

そのとおりでございます。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

ということでもありますし、国は関係ないということの、そういうお答えもございました。忠岡町独自の減免制度、忠岡町独自の猶予ということでもありますので、本来このような条例は、ですから書かなくてもこれまでどおり手続ができるというのであれば、特に忠岡町がわざわざ出す必要もないのではないかと思います。ということで、そういうふうにならばちょっと質問としては今の質問で終わります。

議長（前田 弘議長）

最後のは答弁いいんですね。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

これも先ほど来、マイナンバーの独自利用の条例と同様の理由で、私どもはマイナンバー制度については個人のプライバシー権を侵害するものであり、そして漏洩等で不利益を受けるということで大変危険なものであるということ、あと国家が個人の情報を把握してしまうということの大変問題がある制度ですので、この制度自体の実施については反対をいたしております。

これはほかの、さきの2つの条例との違いは、忠岡町の純粋な独自条例ということであり、国は関係ございません。ですから、使わなくても事務はできるということ、ありますから、そもそもこの条例の根拠というものが大変薄いというものでありますので、これは認められるものではございません。なくてもできるということ、あります。ということで、これは反対をいたします。

以上です。

議長（前田 弘議長）

他に、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第59号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第59号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第14 議案第60号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第60号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、5,025万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は68億1,114万8,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税3,799万7,000円を計上、第13款 国庫支出金で、国民健康保険基盤安定負担金441万3,000円を計上、選挙人名簿システム改修費補助金68万6,000円を計上、国民年金事務委託金45万4,000円を計上、第14款 府支出金で、国民健康保険基盤安定等負担金670

万8,000円を計上。

歳出につきましては、人件費において、職員の異動等に伴い、給与費等の調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、非常勤職員等公務災害補償費7万7,000円を計上、選挙人名簿システム改修委託料137万2,000円を計上、軽自動車税システム改修委託料34万6,000円を計上、第3款 民生費で、国民健康保険基盤安定等繰出金1,482万8,000円を計上、財政安定化支援事業繰出金43万5,000円を計上、後期高齢者医療特別会計繰出金1,050万8,000円を計上、過年度未熟児養育医療国庫負担金精算返還金46万3,000円を計上、平成27年度法改正に伴うシステム改修委託料45万4,000円を計上、設備、備品等修繕料96万円を計上、第4款 衛生費でクリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算負担金609万4,000円を計上、し尿処理業務委託に伴う生活環境影響調査業務委託料450万円を減額、第10款 教育費で学校給食調理業務委託料140万円を減額するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第60号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第15 議案第61号「平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第61号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、4,763万4,000円で、これを補正することにより、予算総額は25億2,686万2,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者保険料現年分2,337万1,000円を計上、退職被保険者等保険料現年分1,140万円を減額、第3款 国庫支出金で、療養給付費負担金2,400万円を計上、普通調整交付金675万円を計上、第4款 療養給付費等交付金で、療養給付費交付金1,710万円を減額、第6款 府支出金で、普通調整交付金675万円を計上、第8款 繰入金で、保険基盤安定等繰入金1,482万8,000円を計上、財政安定化支援事業繰入金43万5,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 保険給付費で、一般被保険者療養給付費6,000万円を計上、退職被保険者等療養給付費2,500万円を減額、退職被保険者等療養費150万円を減額、一般被保険者高額療養費1,500万円を計上、退職被保険者等高額療養費200万円を減額、第10款 諸支出金で、過年度国庫支出金等精算返還金113万4,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第61号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第16 議案第62号「平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第62号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,050万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は4億4,508万円となります。

歳入につきましては、第3款 繰入金で、医療費繰入金1,050万8,000円を計上、歳出につきましては、第1款 総務費で、療養給付費負担金1,050万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第62号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成27年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第17 意見書第8号 パリをはじめ世界各地で起こっている無差別テロに対し、日本国政府が国際社会と一致協力して、テロ根絶に早急に対応することを求める意見書の提出について

日程第18 意見書第9号 子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (前田 弘議長)

日程第17 意見書第8号「パリをはじめ世界各地で起こっている無差別テロに対し、日本国政府が国際社会と一致協力して、テロ根絶に早急に対応することを求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第8号 パリをはじめ世界各地で起こっている無差別テロに対し、日本国政府が国際社会と一致協力して、テロ根絶に早急に対応することを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、パリをはじめ世界各地で起こっている無差別テロに対し、日本国政府が国際社会と一致協力して、テロ根絶に早急に対応することを求める意見書を提出する。

平成27年12月11日提出

提出者	忠岡町議会議員	高迫千代司
賛成者	同	北村 孝
賛成者	同	藤田 茂
賛成者	同	和田 善臣
賛成者	同	松井 秀次

パリをはじめ世界各地で起こっている無差別テロに対し、日本国政府が国際社会と一致協力して、テロ根絶に早急に対応することを求める意見書（案）

「フランスの首都パリと同市近郊の複数個所で11月13日夜（日本時間14日早朝）、銃撃や爆発が相次いで発生し、少なくとも129人が死亡し、多数の負傷者が出た。」と報道された。オランダ・フランス大統領は、一連の事件をテロと断定し、過激派組織ISによる犯行だと言明した。ロイター通信も14日、過激派組織ISが犯行声明を出したと伝えている。いかなる理由があろうと絶対に許されない卑劣な犯罪行為を強い怒りをもって糾弾すると共に、犠牲者とその御家族に心からの哀悼の意を表するものである。国連の潘基文事務総長が直ちに、「卑劣な攻撃」と非難し、オバマ・アメリカ大統領も「人類全体とわれわれが共有する普遍的価値への攻撃だ」と非難している。事件を徹底的に追及し、テロリストを追い詰めるとともに、無法なテロを世界から根絶するようしなければならない。しかし、イラクやアフガニスタンの事態が示しているように、空爆などではテロ根絶は出来ない。テロを世界から根絶するためには、法と正義に基づき国際社会の一致結束した取り組みが必要である。

よって、日本政府としても、法と正義に基づき、国際社会と一致協力して、テロ根絶のために、下記の事項を早急を実施するよう強く要望する。

記

1. 法と正義に基づき、国際社会と一致協力して、テロ根絶のために、早急に、力を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月11日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ただいまの事務局長の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、これより意見書第8号 パリをはじめ世界各地で起こっている無差別テロに対し、日本国政府が国際社会と一致協力して、テロ根絶に早急に対応することを求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

本件は、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前田 弘議長）

日程第18 意見書第9号「子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書の提出について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書番号9号 子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルテ

ィをやめることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティをやめることを求める意見書を提出する。

平成27年12月11日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金
削減のペナルティをやめることを求める意見書（案）

少子化の進行はいつそうの人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。そのため本町ではきびしい財政状況ながら、子ども医療費を小学校6年生まで助成し、子育てしやすい環境づくりに努力している。

子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策と捉え、すべての都道府県で子ども医療費への補助を実施している。しかし国においては、なんらの措置も講じられていない。早急な実現を求めるものである。

また、現物給付を導入すれば国からの国民健康保険財政調整交付金が削減されるペナルティがある。なぜ国は、少子化対策に努力している自治体にペナルティを課すのか。今や日本の人口問題は喫緊の課題であり、だからこそ国も少子化担当大臣を配置し、子育てしやすい環境づくりに力を入れ、人口減少をくい止めようとしているのではないか。ペナルティを課す行為は、少子化対策に相反することである。

以上のことから下記の事項について強く要望する。

記

1. 子ども医療費の無料化をすること。
2. 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

全国全ての自治体で何らかの子供の医療費助成が実施されております。ところが、安倍首相は国の責任で全国で無料化するどころか、「医療費が増大するため、公平な財源配分の観点から、増加した医療費分を減額する」と公言、窓口現物給付にした自治体に対し国民健康保険への国庫補助を削減するペナルティを課し、総額 380 億円にも上っております。

我が党小池晃議員の 4 月 14 日の参議院厚生労働委員会で、厚労省は「国の負担で無料化を実施しても未就学児は無料化の自治体が多く、新たな波及増（医療費増）はない」と答弁しております。無料化すれば医療費がふえるというペナルティの根拠が成り立たなくなっていることを認めております。

このように、小池参議院議員の質問で、国と地方の協議の場でペナルティ問題を協議することが明らかになっております。全国知事会は 7 月 28 日、29 日に全国知事会を開き、国が子ども医療費助成制度を創設するとともに、国保のペナルティ廃止を求めた地方創生に関する国への緊急要請を採択し、政府にも提出しております。

緊急要請は、少子化対策の抜本強化、子育て負担の大幅な軽減の中で、理想の子供の数を実現させるために、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させる上での課題の解決を図る必要があるとして、子育て世帯全般に対しては、全ての子供を対象にした子供医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子供の医療費助成にかかわる国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきであるというふうに述べております。

この要望を受け厚労省は、9 月 2 日、子どもの医療費制度のあり方等に関する検討会を立ち上げ、初会合を開いております。検討会は、その目的として、少子高齢化が進む中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等に関して実効性のある施策の展開が求められているとして、子供の医療分野において、そうした観点から今後のあり方等についての検討を行うとしております。

検討会は月に 1 回程度開催し、来年夏ごろに報告の取りまとめをしております。

9 月 2 日の会議では、参加者から検討会が開催された背景には、自治体が独自に補助を行った場合、国保の補助金が減額されるということが行われているが、とても理不尽だ。この点は改める必要がある。減額算定措置の廃止と、国の制度としての子供の医療費の無償化の 2 点については、全国の自治体を実施していることで、早い実現をなどと発言が多く出されているということでありました。

子育てしやすい環境をつくること、そして、全ての子供たちが安心して通院できる環境をつくることが求められている中、住んでいる地域によってサービスが異なるのではな

く、全国どこでも全ての子供たちが無料で病院に通える環境をつくることが求められています。

国は全く何の措置もしないで、自治体で頑張っている施策に、補助をつけるどころかペナルティーを課する、子育て世代、少子化対策に逆行している、こういった国に対してのやめよというこの意見書を、どうぞ皆様のご賛同をお願いいたしまして、意見書を採択していただきたいと思います。

以上です。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより意見書第9号 子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第9号 子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長（前田 弘議長）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第19「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（前田 弘議長）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（前田 弘議長）

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

長時間にわたりまして慎重にご審議を賜り、ありがとうございました。

その中で、平成26年度一般会計と、並びに各特別会計及び企業会計のご認定をいただき、ありがとうございました。認めていただいたからの安心でなく、これからも会計の健全化に努めていきたいと思っています。ということは、無理な計画を立てないで、絶えず無駄を省く努力をしていきたいと思っていますところでございます。

ちょっと話が変わりますが、前田健太選手は本当に偉いなと思ったのは、彼の名前が連日出ておりますが、「忠岡って、ここか」と言うて広島から訪ねてくる人がおられるわけで、駅で「ここだ」と言うと、帰ってから広島からかきを送られてきたと、こういうぐらい、私にはできないことが起こっております。

きょうは、これで終わるわけですが、予定では4時30分から児童館の前で忠岡版ルミナリエですか、点灯式を行いますので、また時間が許せば子供たちと一緒に遊んでいただけたらと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上をもちまして、平成27年第4回忠岡町議会定例会を閉会します。

議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

（「午後4時23分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年12月11日

忠岡町議会議長 前 田 弘

忠岡町議会議員 松 井 秀 次

忠岡町議会議員 高 迫 千代司